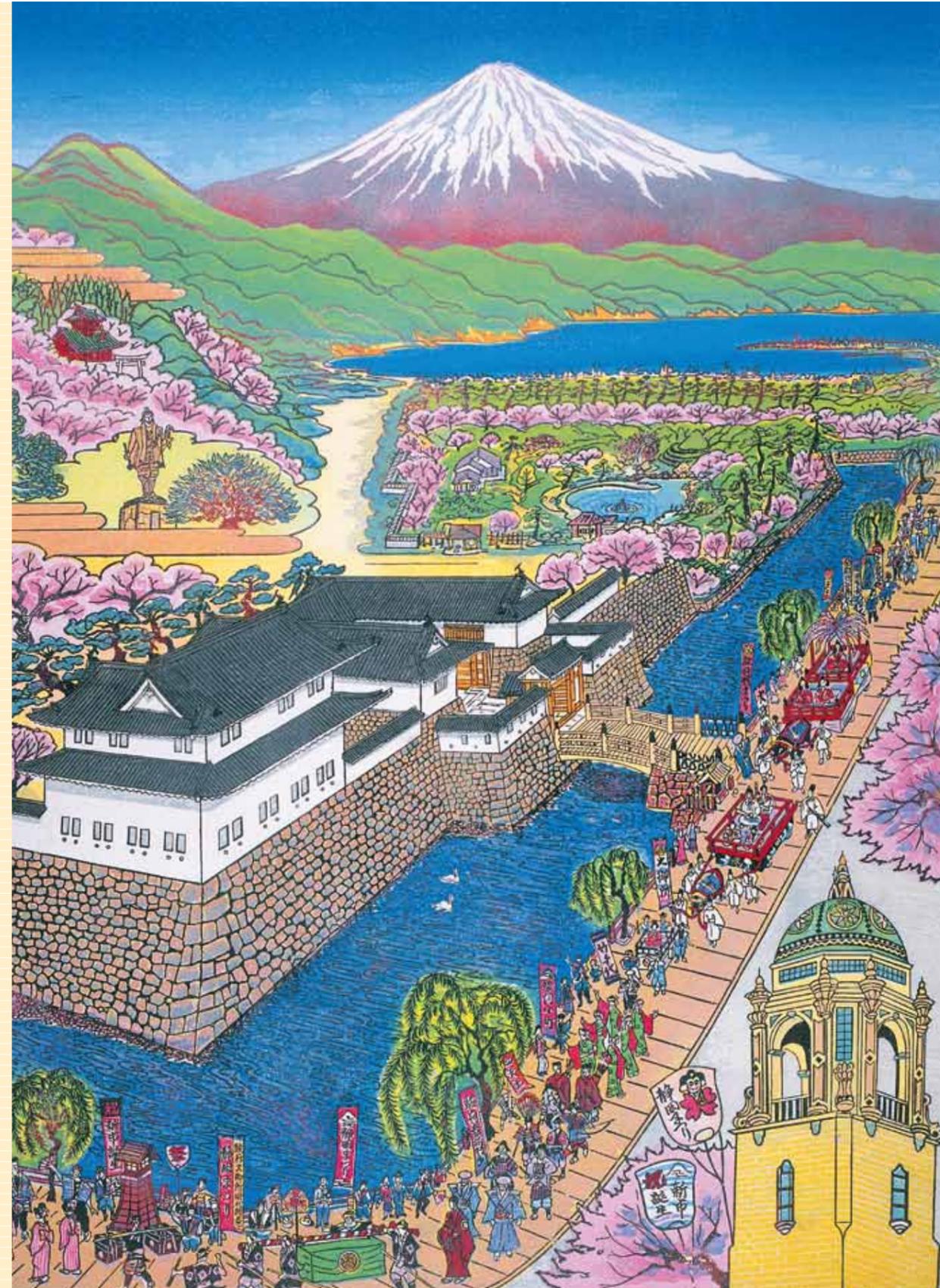




— 2015年ディスクロージャー誌 —
静岡県信連の現況
2015



D I S C L O S U R E

 **JAバンク 静岡**
県下JA・静岡県信連

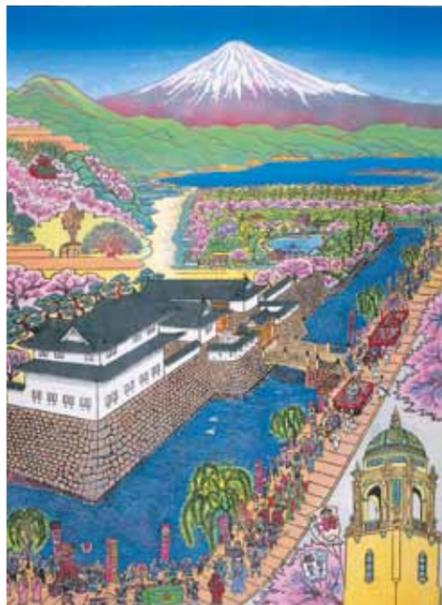
静岡県信用農業協同組合連合会

〒422-8621 静岡市駿河区曲金三丁目8番1号 TEL.054-284-9652 FAX.054-284-9694

<http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/>



●静岡県信連は、静岡県の豊かな森林づくりをサポートしています。
●この印刷物は環境に配慮し大豆油インキで印刷しています。



表紙の作品

作品名
駿府城の面影(17)
「まつりの日」'03 (浦田周社)

版画家 浦田周社(うらた・かねたか)
1939年静岡市生まれ。江戸時代から続く浮世絵伝統木版画の技法を受け継ぎ、現代創作木版画の世界を創造している。文化庁認定重要民俗文化財選定保存技術保持者。

01 ● ごあいさつ

02 ● JAバンク静岡とは

- 02 ● JAグループの枠組み
- 03 ● JAバンクシステム

04 ● 当会の考え方

- 04 ● 経営方針
- 04 ● 中期経営計画
- 06 ● リスク管理
- 14 ● 地域の皆さまとの関わり

18 ● 業務のご案内

- 18 ● 貯金等窓口業務
- 19 ● 融資業務
- 20 ● 為替・決済業務
- 21 ● 受託貸付業務
- 21 ● 資金運用業務
- 21 ● 系統金融企画・推進業務
- 21 ● 相談・研修業務
- 21 ● 電算業務
- 22 ● オンラインサービス
- 23 ● 手数料一覧

24 ● 組織

- 24 ● 組織
- 26 ● 店舗
- 27 ● 沿革
- 27 ● 特定信用事業代理業者に関する事項

28 ● 業績

- 28 ● 業績
- 41 ● 役員等の報酬体系
- 42 ● 貯金計数
- 42 ● 貸出金計数
- 47 ● 有価証券計数
- 48 ● 経営諸指標
- 50 ● 連結情報
- 65 ● 財務諸表の適正等に係る確認書

66 ● 自己資本の充実の状況

- 66 ● 単体
- 78 ● 連結

88 ● ご案内

- 88 ● ホームページ
- 88 ● JAバンク静岡の相談窓口

89 ● 索引

●本冊子は、農業協同組合法第54条の3の規定に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

静岡県信連シンボルマーク 込められた意味

デザイン

上方に向かって伸びる直線は「調和・地域・協同・創造・健全」を意味し、それら5つが団結して、JA・信連一体となって上昇することを意味しています。また、常に安定した社会を創造し、未来に前進することも表現しています。

カラー

- 常に前進しようとする情熱とエネルギー
- 何ものにも染まらぬ潔白
- 確固たる信念、強い意志、団結、安定



ごあいさつ

皆様には、日頃より静岡県信連をお引き立ていただきまして厚くお礼申し上げます。

このたび「2015年ディスクロージャー誌」を作成いたしましたのでご案内いたします。

本誌では、JAバンク静岡の概要、当会の経営方針のほか、業務内容や近年の業績に至るまで広く取り上げ、皆様にわかりやすくお伝えすることを心がけて作成いたしました。ぜひご覧いただき、当会に対するご理解を深めていただければ幸いに存じます。

当会は昭和23年の設立以来、農家組合員・地域の皆様の繁栄及び地域社会の発展に貢献することを使命に事業を展開してまいりました。これもひとえに皆様のご愛顧、ご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

さて、ご高承のとおり、平成26年度の日本経済は、4月の消費税引き上げに伴う消費者マインドの低下や夏の天候不順の影響などにより、年度前半の景気は弱い動きとなりました。加えて、夏以降の原油価格大幅下落が消費者物価の下押し要因として作用したことから、日銀は10月末の政策決定会合で、量的・質的金融緩和措置の拡大を決定しました。その結果、為替市場は円安に、株式市場も株高が一気に進み、年度後半の景気は緩やかに回復しました。また、金融面では、政府・日銀の金融緩和と政策の影響を大きく受け、金利は低位推移が継続しました。

農業・JAを巡る情勢では、平成26年6月に「規制改革実施計画」が閣議決定され、政府は平成27年2月に農業の成長産業化に向けて進める農協法、農地法、農業委員会法改正案をとりまとめました。また、TPP交渉も大詰めを迎えており、今後の動向も含め、農業・JAを取り巻く環境は大きな転換期を迎えております。

こうした情勢下、当会は静岡県信連グループの将来ビジョン(10年後の姿)の実現に向けた第二期目の中期経営計画(平成26～28年度)の初年度として、掲げた役割発揮のため、基本戦略・基本戦術の着実な実践により、安定的な財務基盤の構築と収益力を確保するとともに、確実な利益還元と機能還元を図り、静岡県信連グループとして農業者・JA・地域の負託に応えるよう努めてまいりました。

平成27年度につきましても、中期経営計画(平成26～28年度)の下、農業専門金融機関・地域金融機関として更なる「存在価値」の追求に邁進するとともに、JAグループ一体となって自己改革に取り組み、農業の振興に向けて機能発揮していく所存でございます。

今後におきましても、引き続き格別のご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年7月



経営管理委員会会長 鈴木 道也 代表理事理事長 堀内 達也

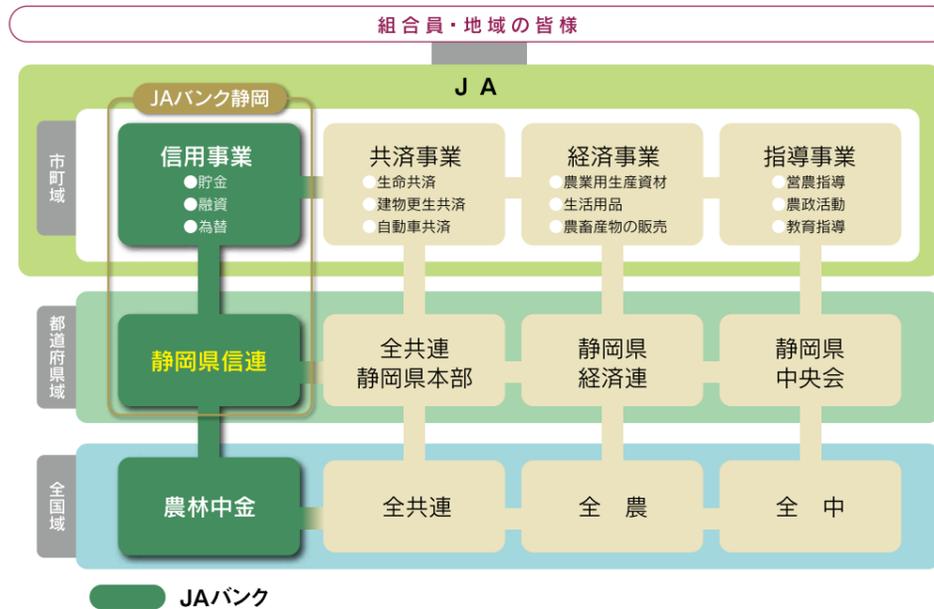
JAバンク静岡とは

JAグループの仕組み

「JA」は農業協同組合の愛称で、信用事業、共済事業、経済事業、指導事業等様々な事業を行っています。このうち信用事業は総称して「JAバンク」と呼ばれており、各地域のJAと各都道府県において信用事業の本部機能を担う信用農業協同組合連合会（信連）、全国域の本部機能を担う農林中金とで「JAバンク」グループを形成しています。

当会は、信用事業を行う都道府県段階の連合会組織として静岡県下JAの事業運営をサポートするとともに、県域を営業エリアとする地域金融機関として皆様のお役に立つ金融サービスを提供しています。当会はJAグループの一員として、県下JAと一体となってJAの組合員及び地域の皆様から信頼される事業運営に努め、地域の農業及び経済の発展に貢献してまいります。

JAグループ組織図



JAバンク静岡のネットワーク



組合名

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1 JA伊豆太陽 | 7 JA富士市 | 13 JA掛川市 |
| 2 JA三島函南 | 8 JA富士宮 | 14 JA遠州夢咲 |
| 3 JA伊豆の国 | 9 JAしみず | 15 JA遠州中央 |
| 4 JAあいら伊豆 | 10 JA静岡市 | 16 JAとびあ浜松 |
| 5 JAなんすん | 11 JA大井川 | 17 JAみっかび |
| 6 JA御殿場 | 12 JAハイナン | 18 JA三方原開拓 |

※ 各JAの詳細について ▶▶▶ <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/utility/link.html>

JAバンクシステム

JAバンクシステム

便利と安心の「JAバンクシステム」です。

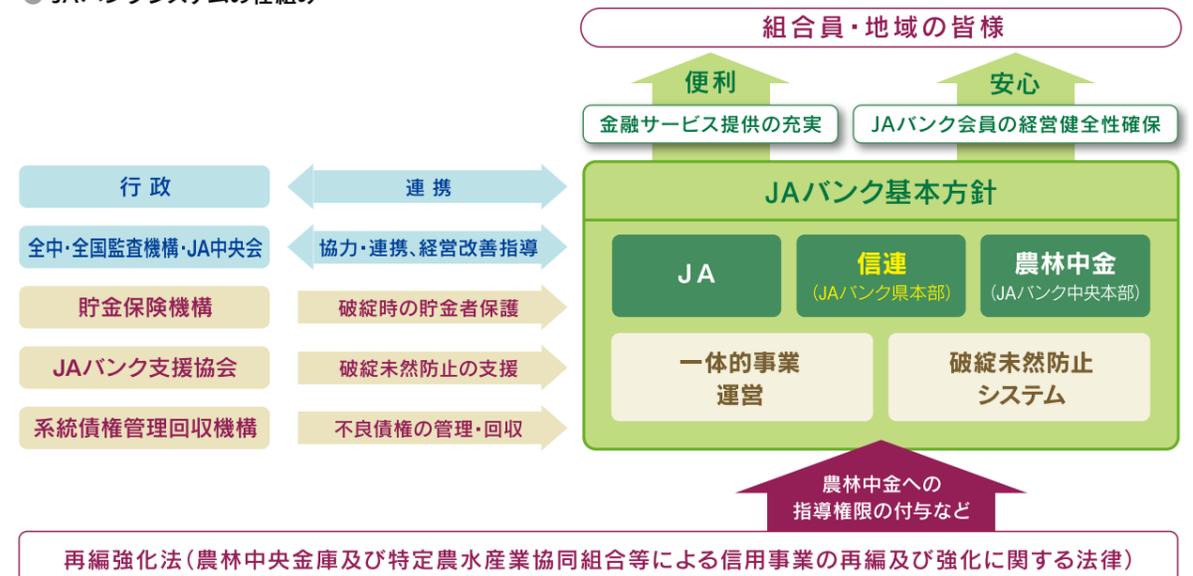
「JAバンクシステム」とは、再編強化法に基づきJAバンク会員総意のもと策定された「JAバンク基本方針」のもと、JA・信連・農林中金が実質的に一つの金融機関（JAバンク）として機能し、一体的に事業運営に取り組むシステムです。

金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」と、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止

システム」の2つの柱で、組合員・地域の皆様に、より一層の「便利」と「安心」をご提供します。

JAバンクは豊富な資金量とワイドなネットワークを活かして総合金融サービスを提供し、組合員・地域の皆様に貢献しています。

● JAバンクシステムの仕組み



JAバンク・セーフティネット

“安心”だから「JAバンク」が選ばれます。

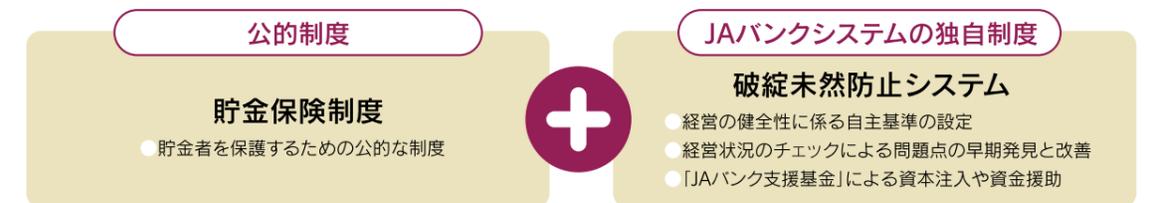
より安全な金融機関としての信頼を得るために、JAバンクは「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。

第一は公的制度である「貯金保険制度」。そして第二は「JAバンクシステム」のもと、JAバンク全体で経営の健全性を

確保する仕組みである「破綻未然防止システム」。

この2つの仕組みから成り立つ「JAバンク・セーフティネット」で、組合員・地域の皆様に、より一層の“安心”をお届けします。

● JAバンク・セーフティネットの仕組み



○平成26年3月末財源 3,490億円

○平成26年3月末財源 ・JAバンク支援基金 1,705億円 ※1

※ 1. JAバンク支援基金…全国のJAバンク会員等が拠出した負担金により運営されている基金です。
2. 県相互援助積立金…県域が個別に定めた基準により拠出した財源（積立金）です。

・県相互援助積立金（全国計）1,297億円 ※2
（うち、静岡県 55億円）

当会の考え方

経営方針

当会は、「農業金融を協同の精神で支援する県単位の連合組織金融機関」とするとともに、「地域社会と地域経済に密着した金融機関」として会員・お客様の期待と信頼にこたえることを使命とします。

理念

- 連合組織金融機関として調和を大切に効率的な組織機能を発揮します。
- 創造性ある金融サービスをおして地域社会と夢のあるつながりを目指します。
- 社会的責任を自覚した健全経営を行います。

行動規範

連合組織金融機関

- 系統金融機関として資金の運用と信用秩序の維持機能の役割を担い、自己責任に基づいた健全経営を確立し、会員への安定的利益還元と機能提供を図ります。

地域金融機関

- 金融サービス、情報の提供をおしてお客様の豊かな暮らしに貢献します。
- 地域のパートナーとして農業の発展と地域経済に貢献します。
- 緑を大切に生活環境に根ざした文化活動に貢献します。

組織・職場の活性

- 職員の個性を大切にし金融のスペシャリストを目指し幅広い視野に立って能力の開発と人材の育成を実践します。
- 系統金融組織と職場の合理性・効率性を常に追求し、自由闊達な職場風土を作ります。

中期経営計画

中期経営計画の位置付け

静岡県下 JA グループ全体の中期経営計画として JA 静岡3か年計画があり、その中の信用事業について『静岡県信連グループ中期経営計画』があると同時に、JAバンク基本方針に定める総合戦略である「JAバンク中期戦略」を考慮した『JAバンク静岡3か年計画』があります。

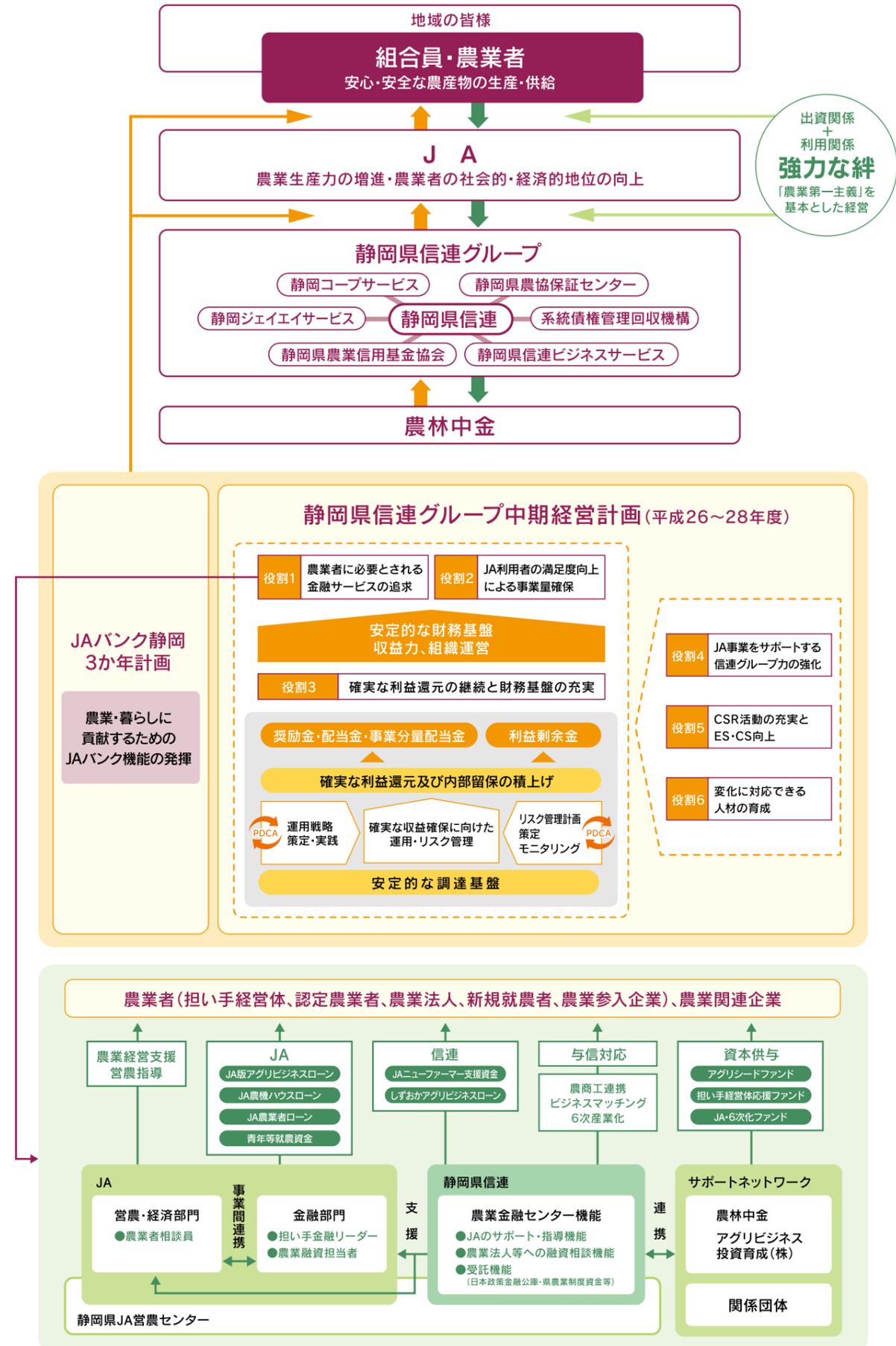


中期経営計画の概要

当会では、将来ビジョン(10年後の姿)に向かうための第二期目として策定した「静岡県信連グループ中期経営計画(平成26~28年度)」の下、右図の6つの役割発揮を基本戦略として取組んでいます。

また、「JAバンク静岡3か年計画」においては、「農業・暮らし

に貢献するためのJAバンク機能の発揮」を基本目標とし、組合員・地域の皆様へのサービスを強化するとともに、取引深耕や地域シェア向上を意識した事業量の拡大及び質重視の取組みを行っています。



出資関係
+
利用関係
強力な絆
「農業第一主義」を
基本とした経営

リスク管理

リスク管理に対する考え方

近年における金融市場の急速な変化は、金融機関を取り巻く経営環境の不確実性を高め、複雑かつ多種のリスクをもたらしています。

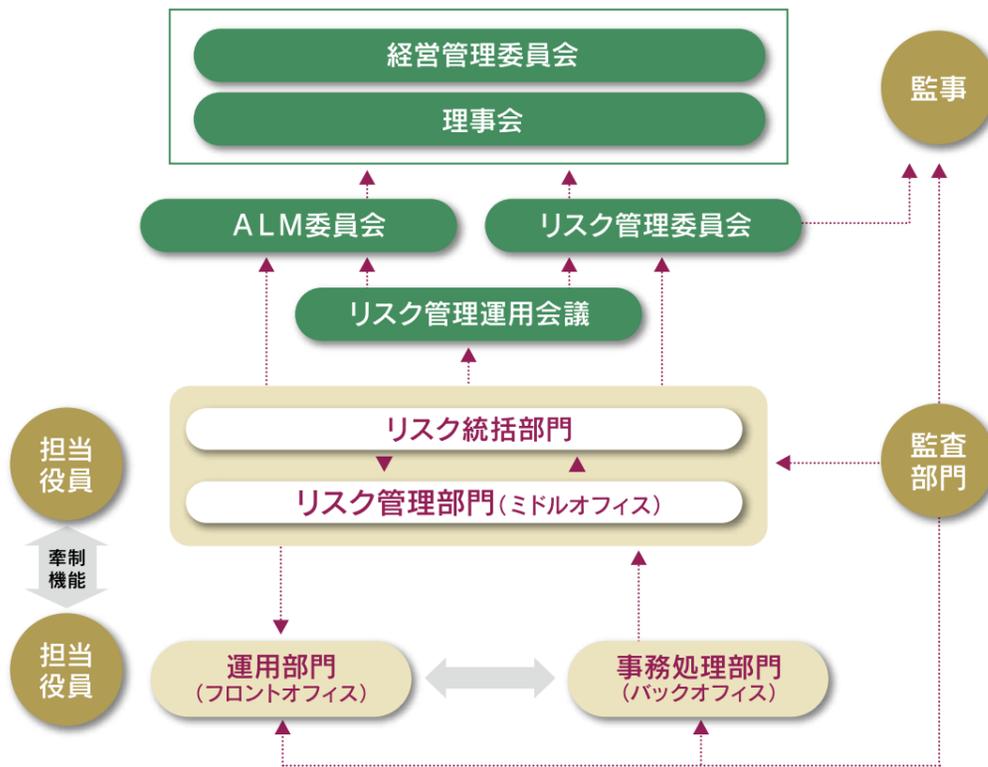
こうした中、当社が健全性・安全性の確保と高い信頼性を維持していくためには、リスクに対する有効な内部管理体制を確立し、直面しているリスクに対応する能力を高め、適切なリスク管理を行うことが重要であると認識しています。

当社ではリスク管理態勢の強化・充実を経営上の最重要事項として「リスクマネジメント基本方針」のもとに、ALM委員会・リスク管理委員会を両輪として、リスク管理強化に努めています。

さらに、信用リスク・市場リスクに対しては計量化手法によるリスク量の管理を行う等、リスクマネジメントの高度化に向けた取組みを進めています。

リスク管理体制

ポイント 1. 経営戦略の決定・周知 2. 相互牽制機能の発揮 3. リスク情報の集中・管理



ALM委員会

金利リスク等市場リスク管理に関する経営戦略の決定機関として、調達・運用全体の金利変動リスク等を踏まえ、最適資金配分及び資金運用方針等の検討・協議を行っています。

リスク管理委員会

経営の抱えるリスク構造等の実態把握と諸リスクの統合管理、これらを踏まえた各種リスクに係る限度額の設定・管理等を実施するとともに、諸リスクの情報を経営層並びに関係部署へ報告しています。

リスクの種類

信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないしは消滅し、損失を被るリスク

市場リスク

金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債（オフバランス資産・負債を含む）の価値が変動し、損失を被るリスク（金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等）

流動性リスク

財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合及び資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）

オペレーショナル・リスク

●システムリスク

コンピュータシステムのダウン、誤作動、システム不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク

コンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスク

●事務リスク

業務の過程又は役職員の活動が不適切であることにより損失が発生するリスク

●法務リスク

経営判断や個別業務の執行において、法令違反や不適切な契約締結等に起因し、損失が発生したり、取引上のトラブルが発生するリスク

●レピュテーションリスク

評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じるリスク

各種リスク管理

信用リスク管理

信用リスクに対しては、融資部門から独立した部署が審査を実施し、牽制機能を確保するとともに、内部格付制度による与信先別の与信限度額管理を行っています。また、格付別・業種別の与信状況についてもモニタリングを行い、与信集中を管理することによりリスク分散に努めています。

さらに、VaRによるリスクの計量化を行い、市場リスクとともに、経営体力を基準に設定されたリスク許容量及び警告水準による管理を実施しています。

※ VaR（バリュアットリスク）とは、資産を一定期間保有した場合の最大損失額を過去の市場変動から統計的に算出した額のことです。

市場リスク管理

保有する有価証券について、複数の手法を用いた多面的な管理により、リスクのコントロールに努めています。また、日次においても評価及びリスク量等の計測を行い、リスク量が適正な範囲に収まるよう管理しています。

具体的には、VaRによるリスクの計量化を行い、信用リスクとともに、経営体力を基準に設定されたリスク許容量及び警告水準による管理を実施しています。

流動性リスク管理

流動性確保のため、大口の資金動向等の把握と管理を行い、流動性確保の状況を確認することで、流動性リスクの未然防止を図っています。

オペレーショナル・リスク管理

●システムリスク管理

システムリスクについては、情報資産の安全性確保とコンピュータシステムの安全な運営に努めるとともに、障害等による不測の事態への適切な対応により、リスク軽減を図っています。

●その他リスク管理

「コンプライアンス・マニュアル」に基づき、法令・規則及び基準等の遵守に取組み、事務リスク等の未然防止を図っています。また、リスク情報についてはリスク管理統括部署において一元管理を行い、迅速な対応が図られるよう取組んでいます。

コンプライアンスにかかる基本方針

当社は、高い公共性を有し、農業者及び地域の企業・住民のための協同組織金融機関として、①農業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会繁栄への奉仕に資するため、その社会的責任と公共的使命を自覚し地域発展のために尽力しています。

このため、当社においては、これからもこうした社会的

責任と公共的使命を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上に揺るぎない信頼を確立していくため、当社の経営理念、行動規範及び役職員の行動指針に基づき、以下の8項目からなる基本方針を定めています。

コンプライアンスにかかる基本方針

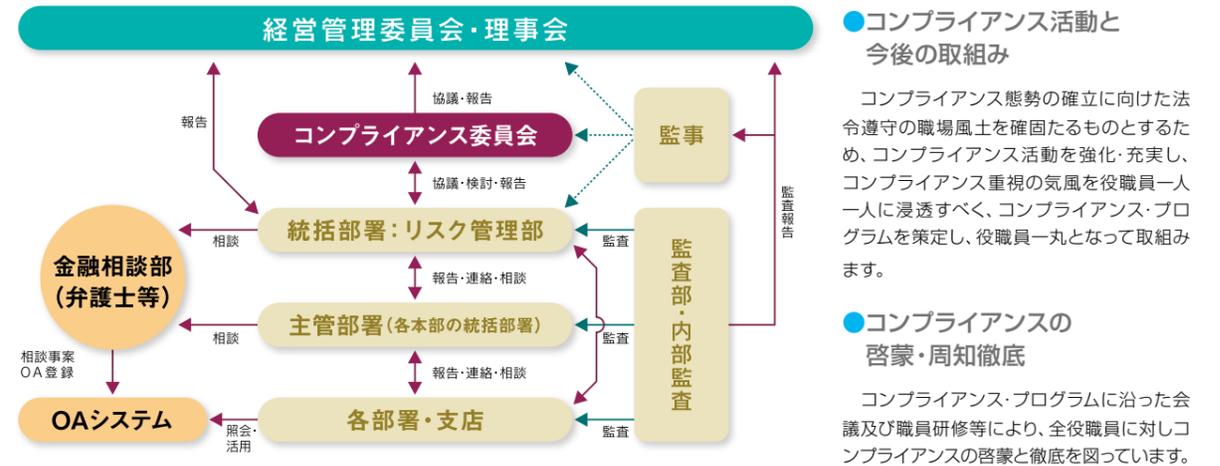
- 1 〈信連の社会的責任と公共的使命の認識〉
信連のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。
- 2 〈会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供〉
「JAバンクシステム」の一員として、ニーズに適した質の高い金融及び非金融サービスの提供並びに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下JA系統信用事業を支援することによりその役割を十全に発揮し、会員・利用者及び地域社会の発展に寄与する。
- 3 〈法令やルールの厳格な遵守〉
すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。
- 4 〈反社会的勢力の排除〉
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。
- 5 〈透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実〉
経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。
- 6 〈職員の人権の尊重等〉
職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
- 7 〈環境問題への取組〉
資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に取り組む。
- 8 〈社会貢献活動への取組〉
信連が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「企業市民」として、社会貢献活動に取り組む。

コンプライアンス態勢

当社は、金融機関としての公共的使命と社会的責任を全うし、社会的信頼を確保するためにコンプライアンス経営の実践に取り組んでいます。

当社のコンプライアンス体制は、コンプライアンス委員会を設置、委員会は理事長を委員長に、役員・関係部長を委員

に構成し、また、コンプライアンス統括部署としてリスク管理部を位置付けています。各部署には、コンプライアンス担当者を配置し、役職員がそれぞれの立場・役割において誠実かつ公正な業務運営を遂行していくとともに、コンプライアンス重視の職場風土の醸成に取り組んでいます。



●コンプライアンス活動と今後の取組み

コンプライアンス態勢の確立に向けた法令遵守の職場風土を確固たるものとするため、コンプライアンス活動を強化・充実し、コンプライアンス重視の風を役員一人一人に浸透すべく、コンプライアンス・プログラムを策定し、役員一丸となって取り組めます。

●コンプライアンスの啓蒙・周知徹底

コンプライアンス・プログラムに沿った会議及び職員研修等により、全役員に対しコンプライアンスの啓蒙と徹底を図っています。

内部監査体制

当社では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当社の本店・支店のすべての部署を対象とし、内部監査計画及び内部監査実施計画に基づき実施し

ています。監査結果は代表理事理事長及び監事に報告した後、被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。さらに、監査結果の概要を定期的に理事会及び経営管理委員会へ報告しています。特に緊急を要する重要な事項については、直ちに代表理事理事長、監事に報告するとともに理事会及び経営管理委員会にも報告し、迅速かつ適切な措置を講ずることとしています。

利用者保護等管理

当社は、お客様の正当な利益の保護と利便の確保のため、「利用者保護等管理方針」及び関連規定により、利用者保護等管理の実践に取り組んでいます。

利用者保護等管理では、「利用者説明管理」、「利用者サポート管理」、「利用者情報管理」、「外部委託管理」、「利益相反管理」を構成要素とし、それに対する組織の体制と役

割分担を定め、お客様への情報提供、お客様からの相談・要望・苦情等への対応、お客様の情報（外部委託業務に係るお客様の情報も含む）の適切な管理、お客様の利益の保護に努めるとともに、評価・改善活動を通じて、管理態勢の強化・充実に取り組んでいます。

利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（今後、利用者になろうとする方を含み、以下も同様とします。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行います。

- 1 利用者に対する取引又は金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）及び情報提供を適切かつ十分に行います。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応及び金融ADR制度において求められる措置・対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏えい及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- 5 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【備考】 本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

利益相反管理方針の概要

当会は、利用者の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）を定めその概要を、次のとおり公表します。

- 1 〈対象取引の範囲〉
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務又は金融商品関連業務に係る利用者との取引であって、利用者の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
- 2 〈利益相反のおそれのある取引の種類〉
「利益相反のおそれのある取引」の種類は、以下のとおりです。
 - 利用者との間の利益が相反する類型
 - 当会の「利用者」と他の利用者との間の利益が相反する類型
- 3 〈利益相反の管理の方法〉
当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該利用者の保護を適正に確保いたします。
 - 対象取引を行う部門と当該利用者との取引を行う部門を分離する方法
 - 対象取引又は当該利用者との取引の条件若しくは方法を変更し、又は中止する方法
 - 対象取引に伴い、当該利用者の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該利用者に対して適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）
 - その他対象取引を適切に管理するための方法
- 4 〈利益相反管理体制〉
●当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
 - 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を必要に応じ適切に検証し、改善いたします。
- 5 〈利益相反管理体制の検証等〉
当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を必要に応じ検証し、見直しを行います。

情報セキュリティ

当会は、当会内の情報及びお預りした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが、当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、「情報セキュリティ基本方針」及び関連規定により、当会内の体制整備を図っています。

ワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等を防止しています。

また、情報セキュリティ活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティ管理態勢の強化に取り組んでいます。

情報セキュリティ基本方針 ▶▶▶ <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/security/index.html>

個人情報保護

金融事業が常に広範なお客情報を取扱うものであることを強く意識し、当会業務に対する社会的信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連諸法令・ガイドライン及び金融業界の自主ルール等を遵守して、個人情報の適正な管理、利用、提供及び開示に取り組んでいます。また、当会内の体制整備や職員の個人情報保護意識の高揚に努め、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に迅速に対応が図られるよう取り組んでいます。

個人情報保護方針 ▶▶▶ <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/privacy/index.html>

金融円滑化に係る基本方針

当会は、農業及び地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置付け、その実現に向け取り組んでいます。

JAを基本構成員とする協同組合の県域金融機関として、「健全な事業を営む農業者・中小企業者等をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」と位置付け、当会の担

う公共性と社会的責任を強く認識し、「金融円滑化に係る基本方針」及び「金融円滑化管理規程」を定め、金融円滑化に関する取組み体制を整えています。

また、当会は、金融円滑化を適切に進めるために、各融資営業の担当部店にお客様からの金融円滑化に係る「相談窓口」を設置し、お客様からのご相談等にはより一層丁寧な対応を心掛けています。

金融円滑化に係る基本方針 ▶▶▶ <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/enkatsuka/index.html>

経営者保証に関するガイドラインへの対応

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインへの対応方針を定める等、態勢整備に取り組んでいます。

本ガイドラインに基づき経営者保証に依存しない融資の一層の促進に努めるとともに、お客様との保証契約を締結する場合やお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づいて誠実に対応するよう取り組んでまいります。

経営者保証に関するガイドラインへの対応方針 ▶▶▶ <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/enkatsuka/index.html>

金融商品の勧誘方針

当社は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

- 1 お客様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2 お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実ではない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
- 4 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5 お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

金融ADR(裁判外紛争解決)制度への対応

苦情処理措置

当社では、お客様に一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、当業務に関するご相談及び苦情等を受け付けていますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて信連内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 2 相談・苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 3 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当会経営陣に報告するとともに、信連内において情報共有を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。
- 4 静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県 JA バンク相談所でも、当業務に関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご理解を得たうえで、ご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。

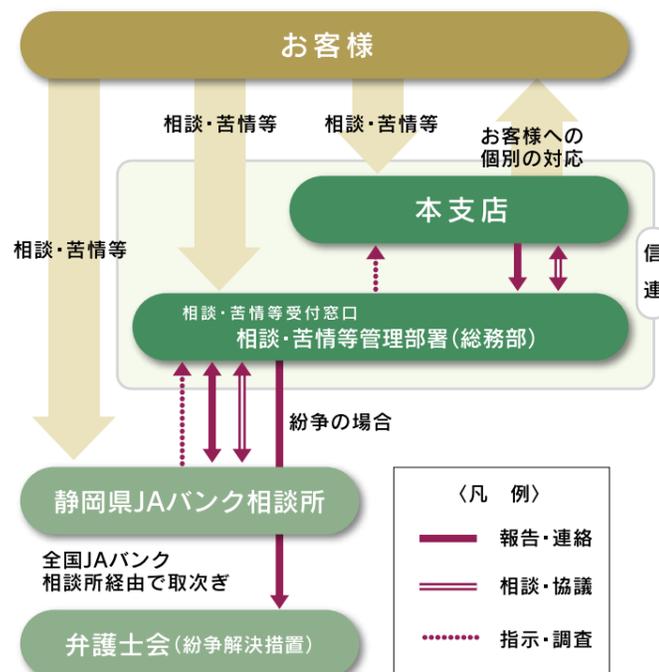
苦情等受付・対応態勢

当社では、右図のような態勢でお客様からの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に活用しています。

紛争解決措置

苦情等のお申し出については、当社が対応しますが、納得のいくような解決ができず、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、JAバンク相談所を通じ、紛争解決措置として弁護士会を利用できます。

※ 当社の受付窓口及びJAバンク静岡の相談窓口については、P88の「ご案内」をご覧ください。



金融ADR(裁判外紛争解決)制度への対応 ▶▶▶ <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/adr.pdf>

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当社は、事業を行うにつかまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下、「政府指針」という。)等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固

とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

〈運営等〉

当社は、反社会的勢力等との取引排除及び組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当社の特性に応じた態勢を整備します。また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除及び組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

〈反社会的勢力等との決別〉

当社は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

〈組織的な対応〉

当社は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

〈外部専門機関との連携〉

当社は、警察、公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

〈取引時確認〉

当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

〈疑わしい取引の届出〉

当社は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

以上

※ 「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

地域の皆さまとの関わり

地域に対する当社の考え方

当社は静岡県下JA等が会員となっており、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済に密着した地域金融機関です。

当社の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた組合員及び地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としており、資金を必要とする組合員の皆様や、JA・農業に関連する団体及び県内の企業・地方公共団体等にもご

利用いただいています。

当社は、JAとの強い絆とネットワークを形成することで信用事業機能を強化し、皆様の経済的・社会的地位の向上を支援するとともに、地域のパートナーとして農業と地域経済の持続的発展に貢献することを使命としています。

また、金融サービスの提供にとどまらず、文化、教育、環境、福祉といった面も視野に入れ、地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

地域の皆さまからの資金調達・地域の皆さまへの資金供給の状況

1. 地域の皆さまからの資金調達の状況

預り先別貯金残高

(単位: 百万円)

預り先	平成25年度	平成26年度	増減
会員	3,334,201	3,453,833	119,632
農協	3,313,392	3,433,161	119,768
連合会	6,938	7,255	317
会員の組合員	580	521	△ 58
准会員・みなし会員	13,289	12,895	△ 394
員外	39,342	38,172	△ 1,170
合計	3,373,544	3,492,005	118,461

※ 譲渡性貯金は除いて表示しています。

2. 地域の皆さまへの資金供給の状況

貸出先別貸出金残高

(単位: 百万円)

貸出先	平成25年度	平成26年度	増減
会員	7,744	7,585	△ 159
農協	2,097	2,984	886
連合会	2,138	1,865	△ 273
会員の組合員	2,658	2,221	△ 436
准会員・みなし会員	849	513	△ 336
員外	105,042	101,013	△ 4,029
合計	112,787	108,598	△ 4,189

※ 県外貸出金は除いて表示しています。

農業関係貸出金残高(県下JA・当会取扱分)

(単位: 百万円)

資金名	平成25年度	平成26年度	増減
農業制度資金	22,940	21,446	△ 1,493
農業近代化資金	5,009	4,653	△ 355
農業改良資金	480	404	△ 75
スーパーL資金	5,021	4,722	△ 298
就農支援資金	1,613	1,661	47
その他制度資金	10,816	10,004	△ 811
アグリビジネスローン	1,245	1,012	△ 233
JAニューファーマー支援資金	55	56	0

※ 当社の主な融資業務については、P19の「融資業務」をご参照ください。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

● 農業者・中小企業等の経営支援に関する取組方針

当社は、「創造性ある金融サービスをとおりて地域社会と夢のあるつながりを目指す」という理念のもと、堅実・健全な経営を行い、農業者・中小企業等のお客様に質の高い総合金融

サービスを円滑にご提供することを「当社の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当社の担う公共性と社会的責任を強く認識し、地域密着型金融への取組みを進めていきます。

● 農業者・中小企業等の経営支援及び地域の活性化に関する態勢・取組状況

1 金融面における支援態勢等

JAバンク静岡保証料助成

平成27年度に農業資金のお借入をされる農業者の皆様を支援するため、「JAバンク静岡保証料助成」による金融支援を行っています。

「しずおかアグリビジネスローン」の取扱い

農業法人・大規模農業者に対する運転資金・設備資金等の低利融資を通じて、静岡県の農業振興に寄与しています。

自然災害等による農業被害への金融支援

台風・お茶の凍霜害・雪害等の自然災害に遭われた農業者へ利子補給・保証料助成等による金融支援を行っています。また、東日本大震災に起因した福島第一原発事故により放射能被害に遭われた農業者への利子補給等の金融支援を行っています。

農業資金相談コーナーの開設

県下JA・静岡経済連主催のJA農業機械大展示会へ農業資金相談コーナーを開設し、農業機械等購入のための資金相談に対応しています。

成長分野に対する取組み

農業専門金融機関及び地域金融機関として、成長分野である、農業、環境エネルギー、医療・介護分野の支援に積極的に取り組んでおります。

「農業経営アドバイザー」や「医療経営士」の資格取得を推進し、専門的な職員の育成を通じて、より質の高い支援・サービスの提供を図り、お客様とのリレーションシップの強化に努めてまいります。

なお、「農業経営アドバイザー」は42名、「医療経営士」は6名となりました。

6次産業化・農商工連携への支援

農業への支援強化の一環として、6次産業化や農商工連携に取り組む事業者の皆様へ「6次産業化・農商工連携サポート資金」をご用意しております。

子育て支援商品の取扱い

JAバンク静岡では、地域・社会へ貢献する金融機関として、少子化対策の観点から静岡県及び県下全市町により実施されている「しずおか子育て優待カード事業」に賛同し、「子育て支援定期積金 すくすく」、「子育て支援定期積金 すくすくプラス」をお取扱いしています。

JAバンク静岡では、今後も子育て支援商品の取扱いを通じて、子育て世代のライフプランを応援していきます。

融資相談窓口の設置

各融資営業の担当部店にお客様からの融資相談に係る「相談窓口」を設置し、新規のご融資や金融円滑化等の各種ご相談に対応する体制を整備しています。

※ 当会の金融円滑化に係る方針については、「金融円滑化に係る基本的方針」P11をご参照ください。

2 事業展開に係る支援態勢等

ビジネスマッチング

お取引先の販路拡大等の新たなビジネスチャンスを生み出すビジネスマッチングに積極的に取り組んでいます。平成26年度のマッチング件数は137件となり、うち76件が農業関連となっています。

東海四県 JA グループ食の大商談会2015の開催

平成27年2月、JAグループが持つ農産物・加工品を広く周知し、農業者の所得向上・販路拡大につなげることを目指し、各地域のこだわりの逸品や地域色あふれた農産品等を一堂に集め、東海四県 JA グループ合同では初となる商談会を名古屋マリオットアソシアホテルにおいて開催しました。



静岡県 JA グループ6次産業化支援セミナーの開催

平成26年9月、生産者や取引先の皆様へ農業を成長産業とする取組としての「6次産業化」の理解を深めていただくため、6次産業化に関する情報提供と事例等に学ぶセミナーを開催しました。



ふじのくに総合食品開発展2015の開催

平成27年1月、静岡県と静岡県下JAグループが連携した商談会を開催し、JAの取扱う農畜産物のPRとともに、食品関連企業の皆様とのマッチングを行い、農商工連携や農業の6次産業化の促進に努めました。



地域社会への貢献等に対する取組み

「平成26年度 静岡県障害者芸術祭」への特別協賛

平成26年10月25日に障害者働く幸せ創出センター等、静岡市葵区内2か所で開催された「平成26年度 静岡県障害者芸術祭」に特別協賛しました。

このイベントは、障害のある方々に芸術活動等の発表機会を提供し、芸術を介して多くの人々との交流を図ることにより、県民の間に障害者福祉への理解と関心を深めていただくため、障害者週間（12月3日～9日）の関連行事として開催されました。芸術祭当日は、ものづくりの体験や交流ステージ等が行われ、多くの人でにぎわいました。



JAバンク静岡から県内の小学校への教材本贈呈

JAバンクグループでは全国的な取組みとして、農業振興に貢献するため「JAバンクアグリサポート事業」を展開しています。この活動の一環として、食農教育や環境教育、金融経済教育をテーマに小学校高学年向けの補助教材を作成し、全国の小学校に贈呈しています。JAバンク静岡では、平成27年3月19日に静岡県教育委員会に対して目録を贈呈するとともに、県内540校（特別支援学校含む）の小学5年生（約3万3千人）に、食農・環境・金融経済をテーマとした補助教材「農業とわたしたちの暮らし」及び特別支援学校向けに内容を編集した特別支援教育版を贈呈しました。



「公益信託JA・静岡県信連民俗芸能振興基金」による地域の民俗芸能保存・伝承活動への支援

当会では、農協法制定50周年記念事業の一環として平成11年3月に創設した「公益信託JA・静岡県信連民俗芸能振興基金」により、これまで、沼田の湯立神楽保存会（御殿場市）を始め、砥鹿太鼓保存会（静岡市）や寺野伝承保存会（浜松市）など、のべ183団体に対して助成を行い、静岡県内各地の民俗芸能の保存・伝承活動に取り組んでいる団体や個人に対する助成活動を通して、地域文化活動を支援しています。

平成26年度（第16回目）は、12団体に対し総額約236万円の助成を行いました。なお、第17回目の募集は平成27年10月から11月まで実施し、助成金交付については平成28年4月に行う予定です。

また、静岡県内各地の国・県指定の無形民俗文化財保護団体を掲載した「しずおか民俗芸能マップ」をJA窓口及び各市町の教育委員会等に設置しています。



「公益信託JA・静岡県信連民俗芸能振興基金」に関するお問い合わせ先

●農中信託銀行株式会社 TEL.03-5281-1340 ●静岡県信連 総務部 TEL.054-284-9652

環境保全活動への取組み

平成26年度は、静岡市安倍川河川敷の清掃活動等に、当会役員とその家族がボランティアとして参加しました。今後とも地域に根ざした環境保全活動に積極的に取り組んでいきます。



静岡市安倍川河川敷の清掃活動

業務のご案内

貯金等窓口業務

当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金をはじめとして各種定期貯金、定期積金等、ご利用目的や期間、金額等に応じてお選びいただけるさまざまな貯金等窓口業務を行っています。

主な金融商品・サービスは次のとおりです。

1 主な貯金商品

(平成27年7月1日現在)

種類	期間	預入単位
当座貯金	定めなし	1円以上1円単位
普通貯金	定めなし	1円以上1円単位
貯蓄貯金	定めなし	1円以上1円単位
通知貯金	7日以上	5万円以上1円単位
スーパー定期貯金	1か月以上5年以内	1円以上1円単位
大口定期貯金	1か月以上5年以内	1,000万円以上1円単位
期日指定定期貯金	1年以上3年以内	1円以上300万円未満1円単位
変動金利定期貯金	1年、2年、3年	1円以上1円単位
定期積金	6か月以上5年以内	1回あたり1,000円以上1円単位

※ 適用金利等の詳細は当会の本支店窓口にてご確認ください。

2 公金・公共料金等収納及び取りまとめ業務

静岡県収納代理金融機関であり、また、日本銀行歳入復代理店(本店、沼津支店、浜松支店)です。

3 国債・投資信託の窓口販売業務

国債・投資信託は、本店・沼津支店・富士支店・浜松支店にてお取り扱いしています。詳細は取扱窓口にてご確認ください。

4 信託代理業務

農中信託銀行の代理店として、土地信託・有価証券信託等をお取り扱いしています。

融資業務

農業及び地域発展に寄与する一般企業・団体の設備資金や運転資金等の融資業務を行っています。主な融資業務は次のとおりです。

(平成27年7月1日現在)

1 農業関連資金

種類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用金額	ご利用期間	ご返済方法	保証・担保
しずおかアグリビジネスローン	農業振興に資するための運転資金・設備資金等	農業者(要件を満たす個人・法人)	運転資金は年商の50%以内 設備資金は事業費の範囲内	運転資金は5年以内 設備資金は15年以内 [据置期間(1年以内)を含む]	元利均等返済 元金均等返済 [毎月・年2回・年1回] 1年以内の短期資金は期日一括も可能です。	原則として第三者個人保証は必要ありません。担保は必要に応じてご用意いただきます。
JAニューファーマー支援資金	新たな農業経営に必要な資金	新たに農業経営を営もうとする方(要件を満たす個人・法人)	500万円以内	7年以内 [据置期間(1年以内)を含む]	元利均等返済 元金均等返済 [毎月・年2回・年1回]	原則として第三者個人保証は必要ありません。担保は必要ありません。
しずおかアグリサポート資金	農機具の購入資金・パイプハウス等資材及び建設資金・格納庫建設資金等	農業者(要件を満たす個人・法人)	10万円以上1,800万円以内	1年以上10年以内(据置期間を含む)	元利均等返済 元金均等返済 [毎月・年2回・年1回]	県農業信用基金協会の保証。代表者の個人保証は必要に応じてご用意いただきます。担保は必要ありません。
	農業生産・経営に必要な運転資金		10万円以上1,000万円以内	1年以内	期日一括返済	
6次産業化・農工商連携サポート資金	6次産業化、農工商連携に係る設備資金・運転資金	6次産業化・農工商連携に取り組む事業者	100万円以上5億円以内	15年以内	元利均等返済 元金均等返済 期日一括返済	必要に応じてご用意いただきます。

2 静岡県農業制度資金

種類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用金額	ご利用期間	ご返済方法	保証・担保
農業近代化資金	農業にかかる機械・施設の取得資金及び長期運転資金等	個人施設資金は農業者(個人・法人) 共同施設資金はJA・農業法人・農業関係団体等	個人は1,800万円以内(特認2億円以内) 法人は2億円以内	15年以内 [据置期間(3年以内)を含む]	元金均等返済	個人施設資金の場合は原則として県農業信用基金協会の保証。共同施設資金は原則として代表者の個人保証が必要です。担保は必要に応じてご用意いただきます。

3 日本政策金融公庫資金

種類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用金額	ご利用期間	ご返済方法	保証・担保
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	農業にかかる機械・施設・農地の取得資金及び長期運転資金等	認定農業者等(個人・法人)	個人は3億円以内(特認6億円以内) 法人は10億円以内(特認20億円以内)	25年以内 〔据置期間(10年以内)を含む〕	元金均等返済	農協転貸の場合は県農業信用基金協会の保証。担保は必要に応じてご用意いただきます。当会が直接貸付する場合は、原則として担保が必要です。保証は必要に応じていただきます。
青年等就農資金	経営を開始してから5年以内に必要な機械・施設等の購入に必要な資金	新たに農業経営を営もうとする青年等で、市町認定の認定新規就農者	3,700万円以内	12年以内 〔据置期間(5年以内)を含む〕		

4 手形貸付・証書貸付・当座貸越・手形割引による設備・運転資金の融資業務及び債務の保証

為替・決済業務

静岡県下JAの為替決済本部として、全国のJA並びに銀行・信用金庫等との為替取引をはじめ、口座振替等の各種決済業務を行っており、地域の皆様へのサービス向上に努めています。

1 為替業務

全国銀行内国為替制度(全国銀行データ通信システム)に加盟の金融機関として、全国のJA並びに銀行・信用金庫等への振込・送金・代金取立を行っています。

2 決済業務

給与・年金の口座振込、静岡県公金・各種公共料金等の口座振替、日本銀行歳入金・各種公共料金等の収納事務、クレジットカードやデビットカードによる代金決済等の業務を行っています。

受託貸付業務

日本政策金融公庫、住宅金融支援機構等の取扱店として、農業生産基盤の向上・教育・住宅建設等に必要な長期低利資金を取扱っています。

(平成27年7月1日現在)

受託先		資金名
日本政策金融公庫	農林水産事業	● 農業経営基盤強化資金 ● 経営体育成強化資金 ● 農林漁業施設資金 ● 農業基盤整備資金 ● 青年等就農資金 等
	国民生活事業	● 教育資金
住宅金融支援機構		● 災害復興住宅資金 ● 賃貸住宅資金 等

資金運用業務

JA等からお預りした資金のうち、融資業務による資金を除いた余裕資金について、農林中金及び銀行への預け金や有価証券・金銭債権等により、安全かつ効率的な運用を行っています。特に、有価証券運用については、信用リスク・金利リスク等のリスク管理を徹底することにより安全性を確保しつつ、収益性の向上に努めています。

系統金融企画・推進業務

JA・信連・農林中金が一体となって、組合員・地域の皆様に対して一層の「便利」と「安心」を提供するJAバンクシステムのもと、静岡県下JA全体の事業運営に係る企画、JAの金融事業活動に関する支援、JAのコンプライアンス態勢の強化支援に取り組んでいます。

相談・研修業務

JA信用事業の事務処理に関するJAからの相談や金融取引等で発生する法務・税務に関するJAのお客様からのご相談に対応しています。また、当会が主催するJA職員向け研修会等を通じ、JAの業務支援に取り組んでいます。

電算業務

農林中金が運営する信用オンライン全国システム(JASTEMシステム)を通して、JAの組合員・地域の皆様に貯金・融資・為替・自動振替等のオンライン金融サービスを提供しています。

また、窓口におけるお取引の他に、お客様に直接ご操作いただくATM・インターネットバンキング等のサービスも提供しています。

オンラインサービス

(平成27年7月1日現在)

ATM

お取引	ご利用時間		
	平日	土曜日	日曜日・祝日・12月31日・1月1日～2日
出金・入金・通帳記帳 残高照会・両替・振替 暗証番号変更	7:00～22:00	8:00～20:00	9:00～20:00
キャッシング	8:00～21:00	9:00～17:00	
振込			
定期預入	8:00～18:00		

※ 1. ご利用可能なお取引・ご利用時間については、ATM設置場所等により異なりますので、詳しくは当会へおたずねください。なお、ご出金及び一部のお取引は、静岡県下JA・全国JA及び当会と提携した金融機関のお客様もご利用いただけます。
2. 1月3日及び5月4日の終日(5月4日が日曜日の場合は5月3日)は、システムのメンテナンスにより、静岡県下JA・当会のATMを休止(予定)させていただきます。

JAネットバンクサービス

パソコン・スマートフォン・携帯電話からインターネットへの接続により、当会とお取引ができる個人のお客様向けのサービスです。

サービスの種類		ご利用時間			
		平日	土曜日	日曜日・1月4日・5月5日	祝日・12月31日
照会サービス	残高照会	0:40～23:40	6:30～23:40	0:40～23:40	
	入出金照会				
	振込・振替照会				
振込・振替サービス	即時(当日)	0:40～15:00			
	予約	0:40～23:40	6:30～23:40	0:40～23:40	

※ 1. 1月1日、1月3日及び5月4日の終日(5月4日が日曜日の場合は5月3日)、毎月第1・第3月曜日の0:00～6:00は、システムメンテナンスによりサービスを休止(予定)させていただきます。
2. サービス休止日・時間は変更となる場合もありますので、最新の情報はJAネットバンクホームページをご確認ください。

法人JAネットバンクサービス

パソコンからインターネットへの接続により、当会とお取引ができる、法人・個人事業主のお客様向けのサービスです。

サービスの種類		ご利用時間		
		平日	土曜日・日曜日・祝日	
照会サービス	残高照会	8:00～20:00	8:00～20:00	
	入出金明細照会			
	振込入金明細照会			
振込・振替サービス	即時(当日)	8:00～15:00		
	予約	8:00～20:00	8:00～20:00	
データ伝送サービス	総合振込、給与・賞与振込	8:00～20:00	8:00～20:00	
	口座振替、口座振替結果照会			
JAバンクでんさいサービス	当日付	8:00～15:00	8:00～15:00	
	予約	8:00～20:00	8:00～20:00	

※ 1. 1月1日～1月3日及び5月3日～5月5日の終日はサービスを休止させていただきます。また、その他システムメンテナンス作業のため、利用時間内でもご利用いただけない場合があります。
2. JAバンクでんさいサービスについては、1月1日～1月3日及び5月3日～5月5日、毎月第2土曜日、12月31日の終日、サービスを休止させていただきます。
3. サービス休止日・時間は変更となる場合もありますので、最新の情報は法人JAネットバンクホームページをご確認ください。

JAアンサーサービス

電話・FAX・パソコンにより、ご自宅や会社に居ながら当会とお取引ができるサービスです。

サービスの種類		ご利用時間	
		平日	土曜日・日曜日・12月31日
通知サービス	通知	8:00～21:00	
照会サービス	残高照会	8:45～21:00	9:00～17:00
	取引・入出金照会		
	振込・振替照会		
振込・振替サービス	即時(当日)	8:45～15:00	
	予約	8:45～21:00	9:00～17:00

※ 1. 1月1日～1月3日、5月3日～5月5日の終日及び祝日(振替休日を含む)は、サービスを休止させていただきます。
2. ご利用の端末により利用できるサービス及びサービス休止日が異なりますので、詳しくは当会へおたずねください。

手数料一覧

(平成27年7月1日現在)

内国為替の取扱手数料

手数料の種類		手数料(消費税込)					
送金手数料	当会本支店・県内JA宛	1件	432円				
	他金融機関宛	1件	648円				
振込手数料	窓口利用	3万円未満	同一店内宛	108円			
			当会本支店・県内JA宛	216円			
			県外JA・他信連・農林中金・漁協・信漁連宛	540円			
		3万円以上	他金融機関宛	648円			
			同一店内宛	324円			
			当会本支店・県内JA宛	432円			
	ATMネットバンク利用等	3万円未満	県外JA・他信連・農林中金・漁協・信漁連宛	756円			
			他金融機関宛	864円			
			同一店内宛	0円			
		3万円以上	当会本支店・県内JA宛	ATM	JAネットバンク	法人JAネットバンク	アンサー
			県外JA・他信連・農林中金・漁協・信漁連宛	0円	0円	0円	0円
			他金融機関宛	108円	108円	0円	108円
代金取立手数料	当会本支店・県内JA宛	1通 216円					
	他金融機関宛	同地交換※	1通 216円				
		隔地交換	1通 864円				
		個別取立	普通扱	1通 864円			
			至急扱	1通 1,080円			

※ 「同地交換」とは、支払地が静岡県内のものです。

JAネットバンクサービス・法人JAネットバンクサービス・JAアンサーサービス・JAバンクでんさいサービス手数料

JAアンサーサービス月額利用料	月額	1,080円
JAネットバンクサービス月額利用料	月額	0円
法人JAネットバンクサービス月額利用料	月額	1,080円
JAバンクでんさいサービス月額利用料	月額	0円

JAバンクでんさいサービスに係る手数料

お取引内容		1件あたり手数料(消費税込)			
		当会同一店内宛	当会他店宛	JA・他信連宛	他金融機関・漁協・信漁連・農林中金宛
発生記録	債務者請求	216円	216円	216円	432円
	債権者請求	216円	216円	216円	432円
譲渡記録		108円	108円	108円	216円
分割(譲渡)記録		216円	216円	216円	432円
変更記録		108円			
保証記録		108円			
支払等記録		108円			

※ お客さまのパソコンの不具合等により、窓口でご依頼いただく場合は、別途手数料をいただきます。

その他の諸手数料

手数料の種類		手数料(消費税込)	
キャッシュカード発行	ICキャッシュカード	発行	1枚 0円
		更新	1枚 0円
		再発行	1枚 1,080円
	JAカード(一体型)	発行	1枚 0円
		更新	1枚 0円
		再発行	1枚 1,080円
通帳・証書再発行		1通 1,080円	
残高証明書発行	定例	1件 324円	
	その他	1件 324円	
	監査法人等制定書式	1件 1,080円	
取引証明書発行		1通 324円	
個人情報開示手数料		1件 1,080円	
自己宛小切手発行		1枚 540円	
約束手形(50枚綴)発行		1冊 972円	
為替手形(25枚綴)発行		1冊 540円	
小切手帳(50枚綴)発行		1冊 864円	
国債口座管理		月額 108円	

※ お客さまから頂戴する手数料の一覧は、当会のホームページをご確認ください。

組織

組織

会員数		
区分	平成26年3月末	平成27年3月末
正会員	31会員	31会員
准会員	21会員	21会員
合計	52会員	52会員

役員

(平成27年7月1日現在)

経営管理委員会

会長	経営管理委員		
鈴木 道也 (非常勤)	青山 吉和 (非常勤)	鈴木 正三 (非常勤)	池谷 薫 (非常勤)
	鈴木 勝 (非常勤)	芹沢 秋雄 (非常勤)	紅林 茂 (非常勤)
	田端 敬一 (非常勤)	勝亦 光明 (非常勤)	松永 大吾 (非常勤)
	進士 克馬 (非常勤)	清 周二 (非常勤)	赤堀 邦明 (非常勤)
	柿島 直人 (非常勤)	柴田 篤郎 (非常勤)	後藤 善一 (非常勤)

※ 経営管理委員会構成メンバーには監事4名を含みます。

理事会

代表理事理事長	常務理事
堀内 達也 (常勤)	天野 宗彦 (常勤)
	藪崎 龍一 (常勤)
代表理事専務	山本 一人 (常勤)
中西 康人 (常勤)	

※ 理事会構成メンバーには監事4名を含みます。

監事会

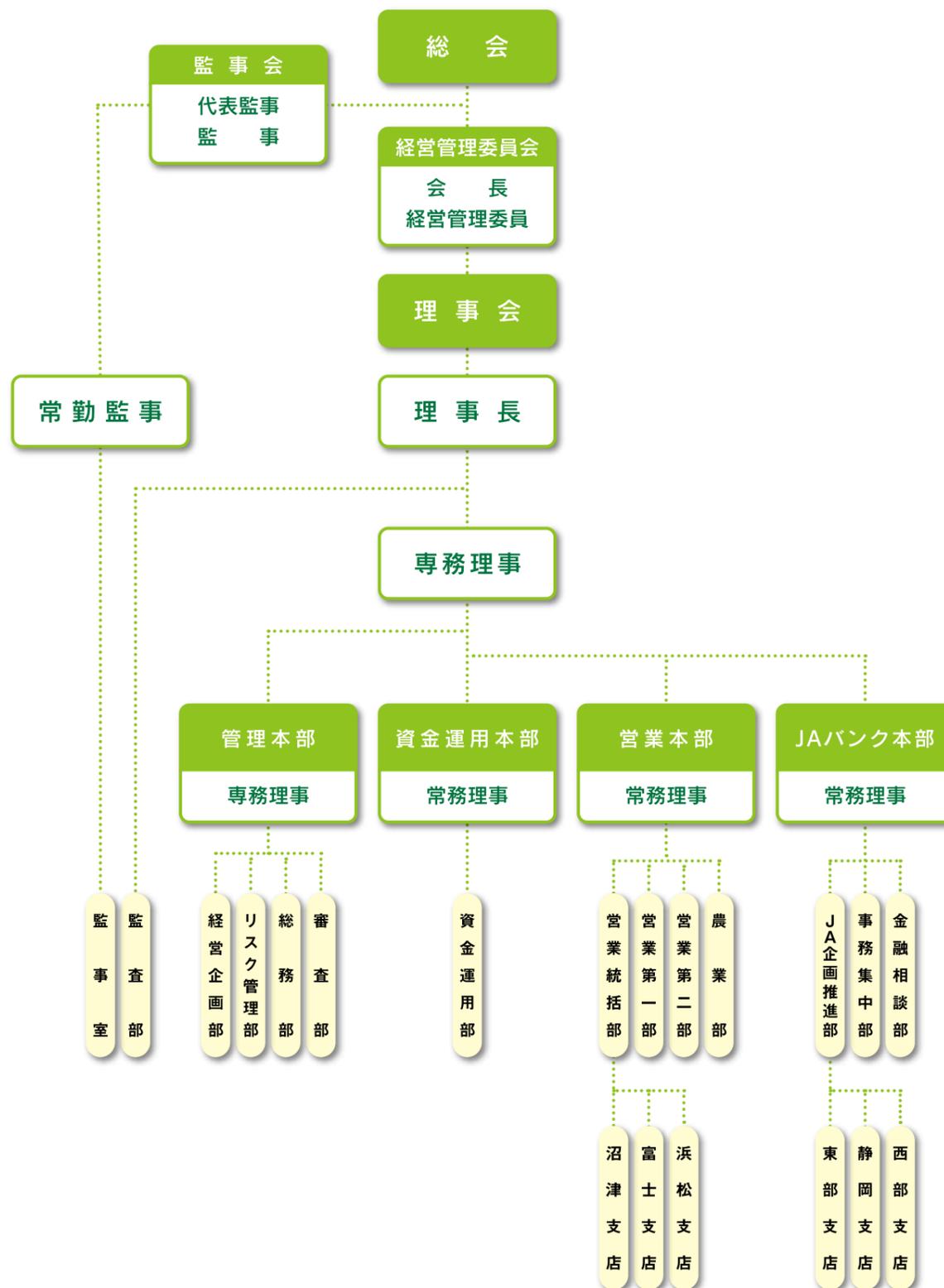
代表監事	監事
鈴木 和俊 (非常勤)	土屋 壽良 (非常勤)
	安間 立彦 (常勤)
	川島 安一 (非常勤)

職員数

区分	平成26年3月末	平成27年3月末
男子職員	187名	171名
女子職員	104名	104名
合計	291名	275名

機構図

(平成27年7月1日現在)



店舗

静岡県信連ネットワーク

本店



● 静岡県農業会館
〒422-8621 静岡市駿河区曲金三丁目8番1号
TEL.054-284-9652



● 静岡県農業会館第二ビル
〒422-8621 静岡市駿河区曲金三丁目8番1号
TEL.054-284-9652



● 事務センター
〒422-8691 静岡市駿河区豊田一丁目4番15号
TEL.054-284-1111

営業支店



① 沼津支店
〒410-8544 沼津市三芳町2番1号
TEL.055-962-0450



② 富士支店
〒416-0907 富士市中島397番地の2
TEL.0545-61-1550



③ 浜松支店
〒430-0929 浜松市中区中央一丁目2番1号
TEL.053-453-0121

JA業務支援支店

● 東部支店(沼津農会館1F)
〒410-8544 沼津市三芳町2番1号
TEL.055-962-9703

● 静岡支店(静岡県農業会館第二ビル4F)
〒422-8621 静岡市駿河区曲金三丁目8番1号
TEL.054-283-6011

● 西部支店(イーステージ浜松2F)
〒430-0929 浜松市中区中央一丁目2番1号
TEL.053-458-0801



ATM 設置場所

(平成27年7月1日現在)

店舗併設ATM	店舗外ATM
<ul style="list-style-type: none"> ● 静岡県農業会館1F ● 静岡県農業会館第二ビル1F ● 浜松支店 	<ul style="list-style-type: none"> ● 静岡駅アスティ 静岡市葵区黒金町 ● 浜松市役所(静岡銀行共同設置) 浜松市中区元城町 ● 静岡文化芸術大学(静岡銀行・スルガ銀行・清水銀行・浜松信用金庫・遠州信用金庫共同設置) 浜松市中区中央 ● 浜松高丘(浜松開拓農協) 浜松市中区高丘西

沿革

当会は、大正元年「静岡県信用組合聯合会」として設立され、業務を開始しました。

昭和18年「静岡県農業会」に改組し、昭和23年、農業協同組合法に基づいて設立された静岡県下JAの総意により、

「静岡県信用農業協同組合連合会」としてスタートしました。

以来、地域の皆様のご支援、ご協力をいただき今日にいたっています。

当会のあゆみ

大正 元年 12月	当会の前身、静岡県信用組合聯合会設立	平成 4年 12月	県下JA貯金3兆円達成
昭和18年 12月	静岡県農業会と改組(昭和23年に解散)	5年 12月	県下JA貸出金1兆円達成
23年 8月	静岡県信用農業協同組合連合会設立	7年 2月	CI導入
27年 12月	県下JA貯金100億円達成	9年 6月	信託代理店業務(農中信託銀行)開始
29年 4月	農林漁業金融公庫(現(株)日本政策金融公庫)受託業務開始	9年 10月	(株)静岡県信連ビジネスサービス設立
31年 12月	信連貯金100億円達成	10年 1月	「静岡県指定代理金融機関」資格取得
38年 4月	住宅金融公庫(現 住宅金融支援機構)受託業務開始	10年 3月	静岡手形交換所(県下手形交換所統合)への直接加盟
40年 11月	静岡県農業会館落成(静岡市駿河区曲金)	10年 12月	投資信託窓口販売業務開始
43年 4月	静岡県公金収納事務の取扱い開始	12年 5月	郵貯とCD・ATM提携開始
45年 8月	(株)静岡事業団(現 静岡コープサービス(株))設立	12年 10月	デビットカードの取扱い開始
47年 4月	農協ホームローン取扱い開始	13年 4月	インターネット・モバイルバンキングのサービス開始
48年 4月	(社)静岡農協保証センター発足(現 一般社団法人静岡県農協保証センター)	13年 12月	JAバンク静岡県本部設置
49年 1月	県下JA為替取扱い開始	14年 6月	経営管理委員会制度の導入
53年 3月	信連事務センター竣工(静岡市駿河区豊田)	15年 2月	個人向け国債窓口販売業務開始
53年 10月	信連全店オンライン稼働(以後順次JAも稼働)	15年 7月	県下JA貯金4兆円達成
55年 5月	県下JA貯金1兆円達成	16年 1月	JASTEMシステムへ移行
59年 2月	新系統為替システム全国一斉稼働	17年 11月	セブン銀行とATM提携開始
59年 8月	JAの全国銀行内国為替制度への加盟による業務開始	18年 10月	ICキャッシュカードの発行開始 クレジット一体型ICキャッシュカードの発行開始
59年 9月	全国JA貯金ネットサービス業務開始	21年 4月	信連貯金3兆円達成
59年 12月	信連貯金1兆円達成	23年 1月	新JASTEMシステムへ移行
60年 11月	静岡銀行とCD提携開始 (以後スルガ銀行・清水銀行とも提携)	23年 4月	静岡県信連グループ中期経営計画スタート
63年 11月	静岡県JAオンライン新システム稼働(第三次システム)	25年 11月	イーネットATM、ローソンATMと提携開始
63年 12月	県下JA貯金2兆円達成	26年 4月	静岡県信連グループ第二期中期経営計画スタート
平成 2年 7月	業態間CD オンライン提携開始	26年 10月	法人JAネットバンクのサービス開始
2年 11月	サンデーバンキング開始	27年 2月	県下JA貯金5兆円達成
2年 12月	信連貯金2兆円達成	27年 5月	JAバンクでんさいサービスを開始
4年 9月	日本銀行蔵入復代理店業務開始		

特定信用事業代理業者に関する事項

該当する取引はありません。

業績

業績

平成26年度業績の概況

日本経済は、消費税の引き上げに伴う駆け込み需要の反動や夏の天候不順の影響などにより、年度前半の景気は弱い動きとなりました。加えて、夏以降の原油価格の大幅下落が消費者物価指数の下押し要因として作用したことから、日銀は10月末に「量的・質的金融緩和」の拡大を決定しました。日銀の追加緩和以降、為替市場では円安が進行し、株式市場においては円安進行による企業業績の拡大期待から、期末の日経平均株価は約15年ぶりの高値になるなど、年度後半にかけての景気は持ち直しの動きが見られました。

一方、債券相場は期初こそ長期金利が一時0.650%まで上昇しましたが、世界的な金融緩和を背景とした米・欧債券高や日銀の国債大量購入による好需給のもと、金利は低下余地を模索する展開が続き、3月末の長期金利は0.395%となりました。

このような環境のなか、「静岡県信連グループ中期経営計画」の柱の一つである「確実な利益還元の実現」に向け、役員一丸となって事業運営に取り組んだ結果、以下のとおりの実績となり、目標利益を確保することができました。

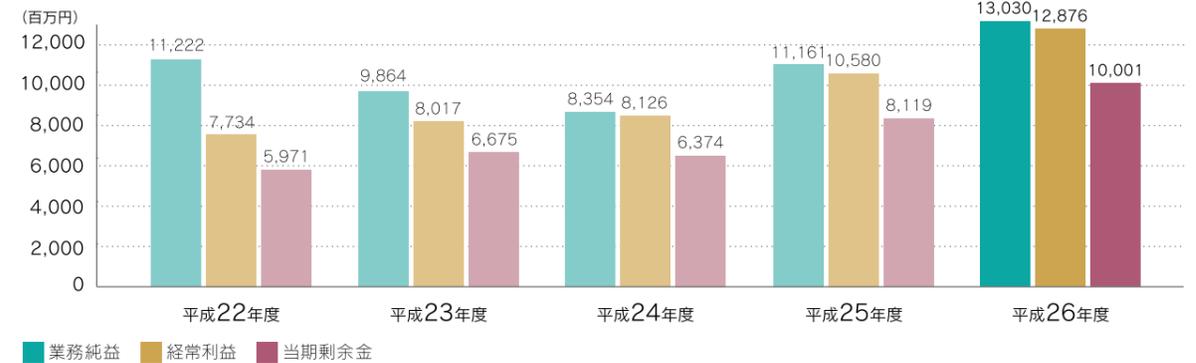
貯金等	県下JAの貯金等が順調に増加したことを背景に、JAの運用資金(当会への預け金)としての受入れを中心に、前期末に比べ1,146億円増加し、期末残高は3兆5,515億円となりました。
貸出金	良質な貸出資産の積上げと営業基盤の拡大に取り組んだものの、前期末に比べ128億円減少し、期末残高は3,489億円となりました。
有価証券	平成26年度期初より長期金利が低位で推移する中、相対的に利回り水準の低い国債を売却するなど、将来の金利上昇リスク回避と収益確保の取組みを行った結果、前期末に比べ1,462億円減少し、期末残高は1兆704億円(買入金銭債権・金銭の信託を含まず)となりました。
預け金	農林中金への預入れを中心に、前期末に比べ2,736億円増加し、期末残高は2兆2,601億円となりました。
損益	市場金利低下による収益環境の悪化や貯金増加による調達費用の増加により、本業の成績を示す「資金運用収支」については、前年度比1億円の減少となりましたが、農林中金からの配当および国債等債券売却益の増加により、経常利益は128億円(前年度比+22億円)、当期剰余金は100億円(前年度比+18億円)となりました。

最近の5事業年度の主要な経営指標

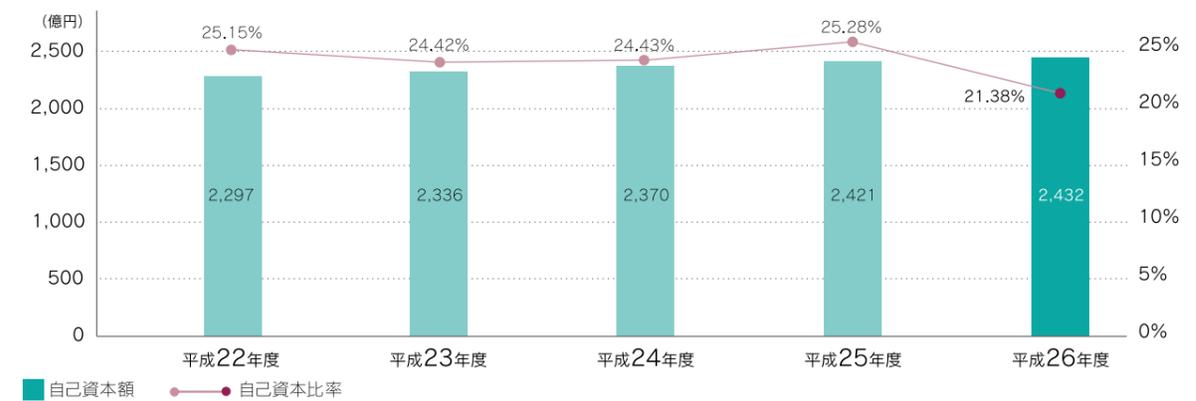
項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益	42,349	38,978	40,671	38,848	41,908
業務純益	11,222	9,864	8,354	11,161	13,030
経常利益	7,734	8,017	8,126	10,580	12,876
当期剰余金	5,971	6,675	6,374	8,119	10,001
出資金(出資口数)	111,302 (11,130,255)	111,302 (11,130,255)	111,302 (11,130,255)	111,302 (11,130,255)	111,302 (11,130,255)
純資産額	185,079	195,495	214,851	217,572	230,744
総資産額	3,332,947	3,463,506	3,652,929	3,731,386	3,861,392
貯金等残高	3,077,605	3,197,330	3,361,462	3,436,852	3,551,538
貸出金残高	374,077	377,210	371,298	361,803	348,951
有価証券残高	1,182,230	1,157,965	1,159,317	1,216,671	1,070,445
預け金残高	1,584,846	1,737,819	1,943,288	1,986,531	2,260,141
剰余金配当金額	3,235	3,297	3,515	3,904	3,833
普通出資配当額	770	770	770	770	770
第一種後配出資配当額	227	227	227	227	227
第二種後配出資配当額	500	500	500	500	500
事業分量配当額	1,736	1,799	2,016	2,405	2,335
職員数	289名	288名	288名	291名	275名
単体自己資本比率	25.15%	24.42%	24.43%	25.28%	21.38%

※「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。なお、平成24年度以前は旧告示(パーセルII)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

利益の推移

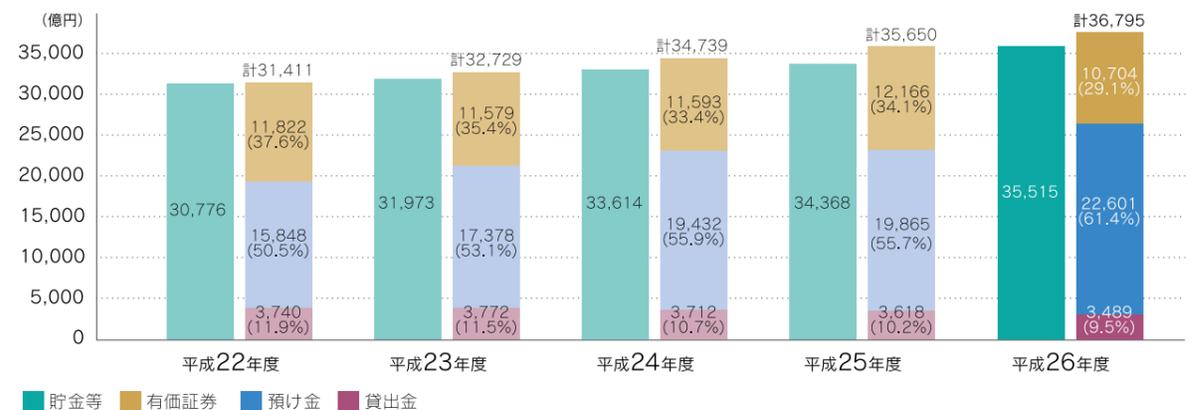


自己資本比率の推移



一般に自己資本比率とは、貸出金や有価証券等で運用している「総資産」に対する「自己資本」の割合をいいます。不測の事態における金融機関の拠り所は自己資本であり、自己資本比率は、金融機関の健全性を測る重要な指標です。農業協同組合法等の法令では、自己資本比率が4%未満(国内基準)のJA・信連に対し、経営の改善及び業務の停止等の命令が発令されることが規定されていますが、平成26年度の当会の自己資本比率は21.38%と発令基準である4%を大きく上回っています。

調達資金と運用資金の推移



※ ()内は運用資金の構成比です。

貸借対照表

科目	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
〈資産の部〉		
現金	6,939	7,216
預け金	1,986,531	2,260,141
系統預け金	1,986,338	2,259,968
系統外預け金	193	172
金銭の信託	11,292	26,853
有価証券	1,216,671	1,070,445
国債	790,837	616,537
地方債	95,585	89,219
政府保証債	27,463	27,405
金融債	64,024	59,011
社債	146,345	138,823
外国証券	62,000	86,671
株式	6,223	9,885
受益証券	23,855	41,231
投資証券	335	1,660
貸出金	361,803	348,951
手形貸付	1,375	1,341
証書貸付	232,835	215,462
当座貸越	50,684	48,949
金融機関貸付	76,337	82,760
割引手形	568	437
その他資産	6,108	5,774
従業員貸付金	814	787
差入保証金	401	401
仮払金	318	219
未収金	-	0
その他の資産	1,322	1,322
未収収益	3,191	3,009
前払費用	3	6
未決済為替貸	56	26
有形固定資産	2,272	2,314
建物	762	727
土地	1,007	1,007
リース資産	472	535
その他の有形固定資産	30	43
無形固定資産	556	743
ソフトウェア	556	742
その他の無形固定資産	0	0
外部出資	139,026	139,026
系統出資	137,008	137,008
系統外出資	1,937	1,937
子会社等出資	79	79
債務保証見返	3,967	3,626
貸倒引当金	△ 3,783	△ 3,702
資産の部合計	3,731,386	3,861,392

※ 当年度より「その他の資産」、「その他の負債」を細分化しています。

(単位：百万円)

科目	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
〈負債の部〉		
貯金	3,373,544	3,492,005
当座貯金	43,430	45,389
普通貯金	20,860	20,797
貯蓄貯金	0	0
通知貯金	13,335	13,445
別段貯金	6,069	6,287
定期貯金	3,288,990	3,405,195
定期積金	857	889
譲渡性貯金	63,308	59,532
借入金	50,000	50,040
代理業務勘定	20	3
その他負債	5,621	5,552
給付補填備金	0	0
貸付留保金	662	223
未払法人税等	2,029	2,467
貯金利子諸税その他	52	46
従業員預り金	225	209
仮受金	79	170
リース債務	396	466
未払費用	2,027	1,831
前受収益	79	70
未決済為替借	68	65
諸引当金	7,415	7,291
相互援助積立金	5,567	5,713
賞与引当金	130	121
退職給付引当金	1,658	1,421
役員退職慰労引当金	59	34
繰延税金負債	9,936	12,595
債務保証	3,967	3,626
負債の部合計	3,513,813	3,630,647
〈純資産の部〉		
出資金	111,302	111,302
(うち後配出資金)	(72,758)	(72,758)
利益剰余金	77,922	84,020
利益準備金	37,726	39,426
その他利益剰余金	40,196	44,594
経営基盤安定化積立金	10,200	10,200
特別積立金	14,260	14,260
当期末処分剰余金	15,736	20,133
(うち当期剰余金)	(8,119)	(10,001)
会員資本合計	189,225	195,323
その他有価証券評価差額金	28,347	35,421
評価・換算差額等合計	28,347	35,421
純資産の部合計	217,572	230,744
負債及び純資産の部合計	3,731,386	3,861,392

損益計算書

科目	平成25年度 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)	平成26年度 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)
経常収益	38,848	41,908
資金運用収益	34,227	34,774
(うち貸出金利息)	(5,669)	(5,426)
(うち預け金利息)	(14,130)	(15,774)
(うち有価証券利息配当金)	(14,364)	(13,510)
役務取引等収益	1,680	1,729
その他事業収益	2,064	4,390
その他経常収益	875	1,014
経常費用	28,268	29,032
資金調達費用	20,768	21,520
(うち貯金等利息)	(20,229)	(20,995)
役務取引等費用	1,067	1,268
その他事業費用	5	75
経費	5,043	5,117
その他経常費用	1,383	1,050
経常利益	10,580	12,876
特別損失	69	11
税引前当期利益	10,510	12,864
法人税、住民税及び事業税	2,421	2,852
法人税等調整額	△ 30	10
法人税等合計	2,391	2,863
当期剰余金	8,119	10,001
当期首繰越剰余金	7,617	10,132
当期末処分剰余金	15,736	20,133

※ 1. 資金運用収益の「うち預け金利息」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
2. 資金調達費用の「うち貯金等利息」には、支払奨励金が含まれています。

剰余金処分計算書

科目	平成25年度	平成26年度
1 当期末処分剰余金	15,736	20,133
2 剰余金処分量	5,604	9,993
(1) 利益準備金	1,700	2,100
(2) 任意積立金	-	4,060
経営基盤安定化積立金	-	4,060
特別積立金	-	-
(3) 出資配当金	1,498	1,498
普通出資に対する配当金	770 (2.00%)	770 (2.00%)
第一種後配出資に対する配当金	227 (1.00%)	227 (1.00%)
第二種後配出資に対する配当金	500 (1.00%)	500 (1.00%)
(4) 事業分量配当金	2,405	2,335
3 次期繰越剰余金	10,132	10,140

※ 1. 経営基盤安定化積立金は、県下信用事業の経営基盤の維持・強化に資するため、予測しがたい諸リスクに備えて積立てることを目的としており、特別積立金の残高に達するまで積立てることとしています。
2. 事業分量配当金は、会員JAからお預けいただいた信連定期貯金(スーパー定期基準型)の平均残高に対して、次の配当率により算出した額です。
平成25年度 0.075%
平成26年度 0.070%

注記表

【平成25年度(平成25年4月1日～平成26年3月31日)】	【平成26年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)】
<p>1. 重要な会計方針に関する事項</p> <p>(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。</p> <p>(2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。 ・売買目的有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定) ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法 ・子会社・子法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により算定)及び関連法人等株式 ・その他有価証券 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法(売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。</p> <p>(3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。</p> <p>(4) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しています。 建物 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しています。なお、主な耐用年数は18年～65年です。 建物以外 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年～20年です。</p> <p>(5) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。</p> <p>(6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。 なお、残存価額については、零としています。</p> <p>(7) 外貨建の資産は、主に決算日の為替相場による円換算額を付しています。</p> <p>(8) 引当金の計上方法 ①貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額(当年度は税法基準を採用)を計上しています。 すべての債権は、「資産査定規程」に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は418百万円です。</p>	<p>1. 重要な会計方針に関する事項</p> <p>(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。</p> <p>(2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。 ・売買目的有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定) ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法 ・子会社・子法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により算定)及び関連法人等株式 ・その他有価証券 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法(売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。</p> <p>(3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。</p> <p>(4) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しています。 建物 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しています。なお、主な耐用年数は19年～65年です。 建物以外 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年～20年です。</p> <p>(5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。</p> <p>(6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。 なお、残存価額については、零としています。</p> <p>(7) 外貨建の資産は、主に決算日の為替相場による円換算額を付しています。</p> <p>(8) 引当金の計上方法 ①貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額(当年度は税法基準を採用)を計上しています。 すべての債権は、「資産査定規程」に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は335百万円です。</p>

<p>②賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。</p> <p>③退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。</p> <p>④役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。</p> <p>(9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。</p> <p>(10) 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。</p>	<p>②賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。</p> <p>③退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。</p> <p>④役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。</p> <p>(9) 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。</p>												
<p>2. 貸借対照表に関する事項</p> <p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,528百万円です。</p> <p>(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機及び什器備品等があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりです。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">1年以内</th> <th style="text-align: center;">1年超</th> <th style="text-align: center;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有権移転外ファイナンス・リース</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td style="text-align: center;">54</td> <td style="text-align: center;">121</td> <td style="text-align: center;">175</td> </tr> </tbody> </table> </p> <p>(3) 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金70,000百万円及び有価証券999百万円を差し入れています。 なお、これらの資産に対応する債務はありません。 また、その他資産には、敷金及び保証金16百万円が含まれています。</p> <p>(4) 子会社等に対する金銭債権の総額は543百万円です。</p> <p>(5) 子会社等に対する金銭債務の総額は235百万円です。</p> <p>(6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。</p> <p>(7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。</p> <p>(8) 貸出金のうち、破綻先債権額は16百万円、延滞債権額は3,665百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>(9) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(10) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(11) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,682百万円です。 なお、(8)から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(12) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。 これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は568百万円です。</p> <p>(13) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、114,295百万円です。</p>	内 容	1年以内	1年超	合 計	所有権移転外ファイナンス・リース	0	0	0	オペレーティング・リース	54	121	175	<p>2. 貸借対照表に関する事項</p> <p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,397百万円です。</p> <p>(2) 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金70,000百万円及び有価証券999百万円を差し入れています。 なお、これらの資産に対応する債務はありません。 また、その他の資産には、敷金及び保証金15百万円が含まれています。</p> <p>(3) 子会社等に対する金銭債権の総額は413百万円です。</p> <p>(4) 子会社等に対する金銭債務の総額は219百万円です。</p> <p>(5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。</p> <p>(6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。</p> <p>(7) 貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は3,470百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>(8) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(10) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,470百万円です。 なお、(7)から(10)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(11) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。 これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は437百万円です。</p> <p>(12) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、116,569百万円です。</p>
内 容	1年以内	1年超	合 計										
所有権移転外ファイナンス・リース	0	0	0										
オペレーティング・リース	54	121	175										

<p>(14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金60,876百万円が含まれています。</p> <p>(15) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金50,000百万円が含まれています。</p>	<p>(13) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金60,876百万円が含まれています。</p> <p>(14) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金50,000百万円が含まれています。</p>
<p>3. 損益計算書に関する事項</p> <p>(1) 子会社等との取引による収益総額 186百万円 うち事業取引高 186百万円 うち事業取引以外の取引高 -百万円</p> <p>(2) 子会社等との取引による費用総額 938百万円 うち事業取引高 938百万円 うち事業取引以外の取引高 -百万円</p> <p>(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。その相殺した金額は11百万円です。</p>	<p>3. 損益計算書に関する事項</p> <p>(1) 子会社等との取引による収益総額 165百万円 うち事業取引高 165百万円 うち事業取引以外の取引高 -百万円</p> <p>(2) 子会社等との取引による費用総額 923百万円 うち事業取引高 923百万円 うち事業取引以外の取引高 -百万円</p> <p>(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額はありません。</p>
<p>4. 金融商品に関する事項</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>①金融商品に対する取組方針</p> <p>当会は、静岡県を事業区域として、JA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。</p> <p>JAは、農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域への貸付け等により運用し、その余裕資金を当会がお預かりする仕組みとなっています。</p> <p>当会では、これを原資として、資金を必要とするJA、農業に関連する企業・団体、県内の地場企業・団体及び地方公共団体等への貸付けを行っています。また、余裕資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。</p> <p>②金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金及び有価証券です。</p> <p>貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。</p> <p>借入金は、自己資本増強の一環として、会員であるJAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。この永久劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められていますが、その劣後特約が付されていないその他の調達資金よりも高い金利設定となっています。</p>	<p>4. 金融商品に関する事項</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>①金融商品に対する取組方針</p> <p>当会は、静岡県を事業区域として、JA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。</p> <p>JAは、農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域への貸付け等により運用し、その余裕資金を当会がお預かりする仕組みとなっています。</p> <p>当会では、これを原資として、資金を必要とするJA、農業に関連する企業・団体、県内の地場企業・団体及び地方公共団体等への貸付けを行っています。また、余裕資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。</p> <p>②金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金及び有価証券です。</p> <p>貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。</p> <p>借入金50,000百万円は、自己資本増強の一環として、会員であるJAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。この永久劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められていますが、その劣後特約が付されていないその他の調達資金よりも高い金利設定となっています。</p>

<p>③金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>a 信用リスクの管理</p> <p>当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規定に従い、信用リスクの管理・運用体制を整備しています。貸出金管理では、各営業部店が与信先別の業況・事業動向等をモニタリングし、その内容を定量的・定性的に分析した結果を踏まえ、審査担当部署が内部格付や与信限度額等の管理、保証・担保の設定、問題債権への対応等を行っています。</p> <p>また、有価証券管理では、発行体毎の信用情報や時価の把握を、リスク管理担当部署等が定期的に行っています。</p> <p>これらの信用リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告を実施しています。</p> <p>なお、信用リスクに関する財務運営上の課題については、ALM委員会において対応方向を協議・決定しています。</p> <p>b 市場リスクの管理</p> <p>当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規定に従い、市場リスクの管理・運用体制を整備しています。</p> <p>具体的には、リスク管理委員会において市場リスク管理に関する方針の決定及びリスク状況の把握を行い、ALM委員会において財務運営に関する方針の決定、その実施状況の把握・確認及び課題に対する今後の対応方向等に係る協議・決定を行っています。</p> <p>リスクカテゴリーごとの管理方法等は、以下のとおりです。</p> <p>(a) 金利リスク</p> <p>当会は、リスク管理担当部署において、日々の評価損益の状況や保有資産の金利・期間等に基づき試算した想定するリスク量等を管理しています。</p> <p>また、財務担当部署において、定期的に金融資産及び負債の金利・期間を総合的に把握するとともに、決算シミュレーション等による業績予測等を行い、リスクの状況及び財務の状況について、リスク管理委員会、ALM委員会及び理事会等に報告しています。</p> <p>(b) 為替リスク</p> <p>当会は、為替リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。</p> <p>(c) 価格変動リスク</p> <p>有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会にて決定した方針に則り、余裕金運用規程等に基づいて行っています。</p> <p>運用にあたっては、運用限度額を設定し、ALM委員会での事前協議や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っています。</p> <p>また、総務担当部署で保有している外部出資は、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等のモニタリングを定期的実施しています。</p> <p>(d) 市場リスクに係る定量的情報</p> <p>当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。</p> <p>当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価値が48,922百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、これらの市場リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告しています。</p>	<p>③金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>a 信用リスクの管理</p> <p>当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規定に従い、信用リスクの管理・運用体制を整備しています。貸出金管理では、各営業部店が与信先別の業況・事業動向等をモニタリングし、その内容を定量的・定性的に分析した結果を踏まえ、審査担当部署が内部格付や与信限度額等の管理、保証・担保の設定、問題債権への対応等を行っています。</p> <p>また、有価証券管理では、発行体ごとの信用情報や時価の把握を、リスク管理担当部署等が定期的に行っています。</p> <p>これらの信用リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告を実施しています。</p> <p>なお、信用リスクに関する財務運営上の課題については、ALM委員会において対応方向を協議・決定しています。</p> <p>b 市場リスクの管理</p> <p>当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規定に従い、市場リスクの管理・運用体制を整備しています。</p> <p>具体的には、リスク管理委員会において市場リスク管理に関する方針の決定及びリスク状況の把握を行い、ALM委員会において財務運営に関する方針の決定、その実施状況の把握・確認及び課題に対する今後の対応方向等に係る協議・決定を行っています。</p> <p>リスクカテゴリーごとの管理方法等は、以下のとおりです。</p> <p>(a) 金利リスク</p> <p>当会は、リスク管理担当部署において、日々の評価損益の状況や保有資産の金利・期間等に基づき試算した想定するリスク量等を管理しています。</p> <p>また、財務担当部署において、定期的に金融資産及び負債の金利・期間を総合的に把握するとともに、決算シミュレーション等による業績予測等を行い、リスクの状況及び財務の状況について、リスク管理委員会、ALM委員会及び理事会等に報告しています。</p> <p>(b) 為替リスク</p> <p>当会は、為替リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。</p> <p>(c) 価格変動リスク</p> <p>有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会にて決定した方針に則り、余裕金運用規程等に基づいて行っています。</p> <p>運用にあたっては、運用限度額を設定し、ALM委員会での事前協議や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っています。</p> <p>また、総務担当部署で保有している外部出資は、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等のモニタリングを定期的実施しています。</p> <p>(d) 市場リスクに係る定量的情報</p> <p>当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。</p> <p>当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価値が38,254百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、これらの市場リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告しています。</p>
---	--

【負債】
a貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金
借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として、市場価格のない外部出資があり、その貸借対照表計上額は139,026百万円です。これは①の金融商品の時価情報には含めていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

科目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
預け金	2,260,141	—	—
有価証券	53,384	104,716	90,228
満期保有目的の債券	33,384	49,898	30,587
その他有価証券のうち満期があるもの	20,000	54,818	59,641
貸出金	102,353	34,330	25,564
合計	2,415,879	139,046	115,792

科目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	—	—	—
有価証券	199,749	129,734	407,690
満期保有目的の債券	39,287	31,787	135,587
その他有価証券のうち満期があるもの	160,462	97,947	272,103
貸出金	37,801	23,329	125,570
合計	237,551	153,064	533,261

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越48,949百万円については「1年以内」に含めています。
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件はありません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

科目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
貯金	3,490,469	729	491
譲渡性貯金	59,532	—	—
借入金	9	8	8
合計	3,550,011	737	499

科目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	144	170	—
譲渡性貯金	—	—	—
借入金	15	—	50,000
合計	159	170	50,000

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。
2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金50,000百万円については、「5年超」に含めています。

【負債】
a貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金
借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として、市場価格のない外部出資があり、その貸借対照表計上額は139,026百万円です。これは①の金融商品の時価情報には含めていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

科目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
預け金	1,986,531	—	—
有価証券	74,667	54,493	104,703
満期保有目的の債券	12,467	33,384	49,898
その他有価証券のうち満期があるもの	62,200	21,109	54,805
貸出金	108,200	47,596	31,280
合計	2,169,399	102,089	135,983

科目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	—	—	—
有価証券	104,425	202,563	598,631
満期保有目的の債券	31,587	39,287	156,174
その他有価証券のうち満期があるもの	72,838	163,276	442,457
貸出金	21,783	32,604	119,988
合計	126,209	235,167	718,620

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越50,684百万円については「1年以内」に含めています。
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等149百万円は、償還の予定が見込まれないため、含めていません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件200百万円は、償還日が特定できないため、含めておりません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

科目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
貯金	3,372,068	693	631
譲渡性貯金	63,308	—	—
借入金	—	—	—
合計	3,435,377	693	631

科目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	8	141	—
譲渡性貯金	—	—	—
借入金	—	—	50,000
合計	8	141	50,000

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。
2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金50,000百万円については、「5年超」に含めています。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理
当会の調達資金は、会員であるJAからの定期貯金（1年もの）がその大半を占めており、その満期管理を徹底するとともに、市場環境を考慮した期間ごとの運用・調達資金のバランス調整等により、流動性リスクを管理しています。

なお、日々の資金決済に対応するため、農林中央金庫に預入している流動性預け金の残高管理を徹底しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項
①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

科目	貸借対照表計上額	時価	差額
現金	7,216	7,216	—
預け金	2,260,141	2,258,515	△ 1,625
金銭の信託	26,853	26,853	—
その他目的	26,853	26,853	—
有価証券	1,070,445	1,081,193	10,748
満期保有目的の債券	322,944	333,692	10,748
その他有価証券	747,500	747,500	—
貸出金	349,738	—	—
貸倒引当金	△ 3,670	—	—
貸倒引当金控除後	346,068	348,568	2,500
資産計	3,710,725	3,722,349	11,623

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金787百万円を含めて表示しています。
3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金59,532百万円を含めて表示しています。
4. 決算期末日におけるデリバティブ取引はありません。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】
a預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託
信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

c 有価証券
株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

d 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理
当会の調達資金は、会員であるJAからの定期貯金（1年もの）がその大半を占めており、その満期管理を徹底するとともに、市場環境を考慮した期間ごとの運用・調達資金のバランス調整等により、流動性リスクを管理しています。

なお、日々の資金決済に対応するため、農林中央金庫に預入している流動性預け金の残高管理を徹底しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項
①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

科目	貸借対照表計上額	時価	差額
現金	6,939	6,939	—
預け金	1,986,531	1,984,446	△ 2,085
金銭の信託	11,292	11,292	—
その他目的	11,292	11,292	—
有価証券	1,216,671	1,224,498	7,827
満期保有目的の債券	325,391	333,218	7,827
その他有価証券	891,280	891,280	—
貸出金	362,617	—	—
貸倒引当金	△ 3,749	—	—
貸倒引当金控除後	358,867	361,027	2,159
資産計	3,580,303	3,588,204	7,901

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金814百万円を含めて表示しています。
3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金63,308百万円を含めて表示しています。
4. 決算期末日におけるデリバティブ取引はありません。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】
a預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託
信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

c 有価証券
株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

d 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

5. 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。
- ① 売買目的有価証券
該当する有価証券はありません。
- ② 満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	(単位：百万円)		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	42,234	43,933	1,699
	地方債	62,000	64,352	2,352
	社債	83,430	84,922	1,492
	その他	126,866	129,173	2,306
	小計	314,531	322,382	7,850
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	2,300	2,293	△ 6
	社債	4,559	4,549	△ 10
	その他	4,000	3,994	△ 5
	小計	10,859	10,836	△ 23
合 計		325,391	333,218	7,827

- ③ その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	(単位：百万円)		
		取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,634	5,039	1,405
	債券	811,403	846,125	34,722
	国債	716,014	746,565	30,550
	地方債	27,700	29,027	1,327
	社債	45,494	47,910	2,415
	その他	22,194	22,622	428
	その他	21,332	24,190	2,857
小計	836,370	875,356	38,985	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,250	1,183	△ 66
	債券	14,999	14,740	△ 259
	国債	2,039	2,038	△ 1
	地方債	2,267	2,257	△ 9
	社債	10,693	10,444	△ 248
	その他	-	-	-
	その他	-	-	-
小計	16,249	15,923	△ 326	
合 計		852,620	891,280	38,659

(注) 上記差額合計から繰延税金負債10,531百万円を差引いた金額28,128百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理(以下、「減損処理」という)しています。

当年度における減損処理はありません。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価に比50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満の水準で下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

科 目	(単位：百万円)		
	売却額	売却益	売却損
株 式	330	7	41
債 券	73,784	984	-
そ の 他	3,800	168	-
合 計	77,915	1,159	41

5. 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。
- ① 売買目的有価証券
該当する有価証券はありません。
- ② 満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	(単位：百万円)		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	42,088	46,104	4,016
	地方債	60,436	62,976	2,540
	社債	85,197	87,276	2,079
	その他	131,669	133,829	2,159
	小計	319,391	330,187	10,796
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	3,552	3,505	△ 47
	その他	-	-	-
	小計	3,552	3,505	△ 47
合 計		322,944	333,692	10,748

- ③ その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	(単位：百万円)		
		取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,925	9,634	3,709
	債券	643,067	680,057	36,990
	国債	533,147	564,703	31,556
	地方債	27,703	28,783	1,080
	社債	46,890	49,082	2,191
	その他	35,326	37,488	2,162
	その他	32,815	40,895	8,080
小計	681,808	730,588	48,779	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	256	250	△ 6
	債券	14,966	14,666	△ 300
	国債	9,884	9,744	△ 140
	地方債	-	-	-
	社債	1,000	991	△ 8
	その他	4,081	3,930	△ 151
	その他	2,095	1,995	△ 99
小計	17,319	16,912	△ 406	
合 計		699,127	747,500	48,373

(注) 上記差額合計から繰延税金負債13,177百万円を差引いた金額35,195百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理(以下、「減損処理」という)しています。

当年度における減損処理はありません。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価に比50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満の水準で下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

科 目	(単位：百万円)		
	売却額	売却益	売却損
株 式	943	94	5
債 券	209,874	3,300	70
そ の 他	4,910	357	19
合 計	215,728	3,752	96

6. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- (1) 運用目的及び満期保有目的の金銭の信託
該当する金銭の信託はありません。
- (2) その他の金銭の信託 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	
				うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	11,292	10,992	300	300	-

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債82百万円を差引いた金額218百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

7. 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、「退職給与規程」に基づく退職一時金制度(非積立型制度であるが、一部に特定退職共済制度を採用していることにより、積立型制度に区分して記載しています)を設けており、職員への退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度の退職給付の一部にあてるため、静岡県農業協同組合共済会との契約に基づく特定退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,741 百万円
退職給付費用	194 百万円
退職給付の支払額	△ 193 百万円
制度への拠出額	△ 84 百万円
期末における退職給付引当金	1,658 百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,805 百万円
共済会積立額	△ 1,147 百万円
	1,658 百万円
非積立型制度の退職給付債務	— 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,658 百万円
退職給付引当金	1,658 百万円
前払年金費用	— 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,658 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	194 百万円
----------------	---------

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は33百万円です。

また、存続組合より示された平成26年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は510百万円です。

6. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- (1) 運用目的及び満期保有目的の金銭の信託
該当する金銭の信託はありません。
- (2) その他の金銭の信託 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	
				うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	26,853	26,543	310	317	△ 6

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債84百万円を差引いた金額225百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

7. 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、「退職給与規程」に基づく退職一時金制度(非積立型制度であるが、一部に特定退職共済制度を採用していることにより、積立型制度に区分して記載しています)を設けており、職員への退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度の退職給付の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく特定退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,658 百万円
退職給付費用	203 百万円
退職給付の支払額	△ 357 百万円
制度への拠出額	△ 81 百万円
期末における退職給付引当金	1,421 百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,468 百万円
共済会積立額	△ 1,046 百万円
	1,421 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	203 百万円
----------------	---------

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は32百万円です。

また、存続組合より示された平成27年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は465百万円です。

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成26年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金(注2)
対象役員(注1)に対する報酬等	102	17

(注) 1. 対象役員は、経営管理委員25名、理事7名、監事7名です(期中に退任した者を含む)。
2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員及び理事各人別の報酬額については経営管理委員会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会において定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務を勘案して決定していますが、その基準等については、中央会・連合会役員報酬審議会(構成:当会の会員JA組合長から選出された委員5人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労引当金規程に基づき、経営管理委員及び理事については経営管理委員会、監事については監事会において各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員及び当会の主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員等に該当するものはおりません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同額」は、平成26年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
4. 平成26年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はおりません。

3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありせん。

8. 税効果会計に関する事項	8. 税効果会計に関する事項																																																																																																				
<p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">繰延税金資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>貸倒引当金超過額</td><td>701 百万円</td></tr> <tr><td>貸出金償却超過額</td><td>106 百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金超過額</td><td>40 百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金超過額</td><td>452 百万円</td></tr> <tr><td>相互援助積立金超過額</td><td>1,520 百万円</td></tr> <tr><td>有価証券有税償却額</td><td>44 百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>145 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>54 百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>3,065 百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△ 2,388 百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計 (A)</td><td>677 百万円</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">繰延税金負債</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>△ 10,613 百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計 (B)</td><td>△ 10,613 百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額 (A) + (B)</td><td>△ 9,936 百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法定実効税率(調整)</th> <th>29.0 %</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.4 %</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△ 0.6 %</td></tr> <tr><td>事業分置配当金</td><td>△ 6.6 %</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td>0.0 %</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td>0.3 %</td></tr> <tr><td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td><td>0.2 %</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.1 %</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>22.8 %</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 法人税率の変更 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26 年法律第10 号)が平成26年3月31日に公布され、平成26 年4月1日以後に開始する年度から、復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26 年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の29.0%から27.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産が16 百万円減少し、法人税等調整額が16 百万円増加しています。</p>	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	701 百万円	貸出金償却超過額	106 百万円	賞与引当金超過額	40 百万円	退職給付引当金超過額	452 百万円	相互援助積立金超過額	1,520 百万円	有価証券有税償却額	44 百万円	未払事業税	145 百万円	その他	54 百万円	繰延税金資産小計	3,065 百万円	評価性引当額	△ 2,388 百万円	繰延税金資産合計 (A)	677 百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△ 10,613 百万円	繰延税金負債合計 (B)	△ 10,613 百万円	繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 9,936 百万円	法定実効税率(調整)	29.0 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4 %	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.6 %	事業分置配当金	△ 6.6 %	住民税均等割等	0.0 %	評価性引当額の増減	0.3 %	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.2 %	その他	0.1 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.8 %	<p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">繰延税金資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>貸倒引当金超過額</td><td>690 百万円</td></tr> <tr><td>貸出金償却超過額</td><td>85 百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金超過額</td><td>33 百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金超過額</td><td>388 百万円</td></tr> <tr><td>相互援助積立金超過額</td><td>1,559 百万円</td></tr> <tr><td>有価証券有税償却額</td><td>44 百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>183 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>78 百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>3,063 百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△ 2,396 百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計 (A)</td><td>666 百万円</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">繰延税金負債</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>△ 13,262 百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計 (B)</td><td>△ 13,262 百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額 (A) + (B)</td><td>△ 12,595 百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法定実効税率(調整)</th> <th>27.3 %</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.3 %</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△ 0.4 %</td></tr> <tr><td>事業分置配当金</td><td>△ 5.0 %</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td>0.0 %</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td>0.1 %</td></tr> <tr><td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td><td>-</td></tr> <tr><td>その他</td><td>△ 0.0 %</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>22.3 %</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 法人税率の変更 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26 年法律第10 号)が平成26年3月31日に公布され、平成26 年4月1日以後に開始する年度から、復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26 年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の29.0%から27.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産が16 百万円減少し、法人税等調整額が16 百万円増加しています。</p>	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	690 百万円	貸出金償却超過額	85 百万円	賞与引当金超過額	33 百万円	退職給付引当金超過額	388 百万円	相互援助積立金超過額	1,559 百万円	有価証券有税償却額	44 百万円	未払事業税	183 百万円	その他	78 百万円	繰延税金資産小計	3,063 百万円	評価性引当額	△ 2,396 百万円	繰延税金資産合計 (A)	666 百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△ 13,262 百万円	繰延税金負債合計 (B)	△ 13,262 百万円	繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 12,595 百万円	法定実効税率(調整)	27.3 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3 %	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.4 %	事業分置配当金	△ 5.0 %	住民税均等割等	0.0 %	評価性引当額の増減	0.1 %	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	その他	△ 0.0 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.3 %
繰延税金資産																																																																																																					
貸倒引当金超過額	701 百万円																																																																																																				
貸出金償却超過額	106 百万円																																																																																																				
賞与引当金超過額	40 百万円																																																																																																				
退職給付引当金超過額	452 百万円																																																																																																				
相互援助積立金超過額	1,520 百万円																																																																																																				
有価証券有税償却額	44 百万円																																																																																																				
未払事業税	145 百万円																																																																																																				
その他	54 百万円																																																																																																				
繰延税金資産小計	3,065 百万円																																																																																																				
評価性引当額	△ 2,388 百万円																																																																																																				
繰延税金資産合計 (A)	677 百万円																																																																																																				
繰延税金負債																																																																																																					
その他有価証券評価差額金	△ 10,613 百万円																																																																																																				
繰延税金負債合計 (B)	△ 10,613 百万円																																																																																																				
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 9,936 百万円																																																																																																				
法定実効税率(調整)	29.0 %																																																																																																				
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4 %																																																																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.6 %																																																																																																				
事業分置配当金	△ 6.6 %																																																																																																				
住民税均等割等	0.0 %																																																																																																				
評価性引当額の増減	0.3 %																																																																																																				
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.2 %																																																																																																				
その他	0.1 %																																																																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.8 %																																																																																																				
繰延税金資産																																																																																																					
貸倒引当金超過額	690 百万円																																																																																																				
貸出金償却超過額	85 百万円																																																																																																				
賞与引当金超過額	33 百万円																																																																																																				
退職給付引当金超過額	388 百万円																																																																																																				
相互援助積立金超過額	1,559 百万円																																																																																																				
有価証券有税償却額	44 百万円																																																																																																				
未払事業税	183 百万円																																																																																																				
その他	78 百万円																																																																																																				
繰延税金資産小計	3,063 百万円																																																																																																				
評価性引当額	△ 2,396 百万円																																																																																																				
繰延税金資産合計 (A)	666 百万円																																																																																																				
繰延税金負債																																																																																																					
その他有価証券評価差額金	△ 13,262 百万円																																																																																																				
繰延税金負債合計 (B)	△ 13,262 百万円																																																																																																				
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 12,595 百万円																																																																																																				
法定実効税率(調整)	27.3 %																																																																																																				
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3 %																																																																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.4 %																																																																																																				
事業分置配当金	△ 5.0 %																																																																																																				
住民税均等割等	0.0 %																																																																																																				
評価性引当額の増減	0.1 %																																																																																																				
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-																																																																																																				
その他	△ 0.0 %																																																																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.3 %																																																																																																				
9. 資産除去債務に関する事項	9. 資産除去債務に関する事項																																																																																																				
<p>当会は、不動産賃借契約等に基づき、退去・撤去時における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、移転計画等もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。</p>	<p>当会は、不動産賃借契約等に基づき、退去・撤去時における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、移転計画等もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。</p>																																																																																																				

貯金計数

科目別貯金平均残高

(単位: 百万円)

種類	平成25年度	平成26年度	増減
流動性貯金	74,468 (2.2%)	67,203 (1.9%)	△ 7,265
定期性貯金	3,243,748 (95.6%)	3,368,106 (96.3%)	124,357
その他の貯金	1,090 (0.0%)	1,033 (0.0%)	△ 56
計	3,319,307 (97.8%)	3,436,343 (98.2%)	117,035
譲渡性貯金	75,318 (2.2%)	61,440 (1.8%)	△ 13,878
合計	3,394,626 (100.0%)	3,497,783 (100.0%)	103,157

※ 1.()内は構成比です。
2.流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金
定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

定期貯金残高

(単位: 百万円)

種類	平成25年度	平成26年度	増減
定期貯金	3,288,990 (100.0%)	3,405,195 (100.0%)	116,205
うち固定金利定期	3,288,990 (100.0%)	3,405,195 (100.0%)	116,205
うち変動金利定期	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0

※ 1.()内は構成比です。
2.固定金利定期 … 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
変動金利定期 … 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

貸出金計数

科目別貸出金平均残高

(単位: 百万円)

種類	平成25年度	平成26年度	増減
手形貸付	2,098	1,337	△ 761
証書貸付	234,365	224,153	△ 10,211
当座貸越	48,836	47,659	△ 1,177
割引手形	622	449	△ 172
金融機関貸付	73,799	79,525	5,726
合計	359,722	353,124	△ 6,597

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位: 百万円)

種類	平成25年度	平成26年度	増減
固定金利貸出	99,436 (27.5%)	109,434 (31.4%)	9,998
変動金利貸出	262,366 (72.5%)	239,516 (68.6%)	△ 22,850
合計	361,803 (100.0%)	348,951 (100.0%)	△ 12,851

※ ()内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位: 百万円)

種類	平成25年度	平成26年度	増減
貯金・定期積金等	2,203	1,927	△ 276
有価証券	148	41	△ 107
動産	146	82	△ 63
不動産	19,249	19,438	189
その他担保物	-	-	-
小計	21,748	21,489	△ 258
農業信用基金協会保証	313	232	△ 80
その他保証	2,105	1,384	△ 721
小計	2,419	1,616	△ 802
信用	337,635	325,844	△ 11,790
合計	361,803	348,951	△ 12,851

債務保証の担保別内訳残高

(単位: 百万円)

種類	平成25年度	平成26年度	増減
貯金・定期積金等	137	137	-
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	1,398	1,347	△ 51
その他担保物	-	-	-
小計	1,535	1,484	△ 51
信用	2,431	2,141	△ 289
合計	3,967	3,626	△ 340

貸出金の用途別内訳残高

(単位: 百万円)

種類	平成25年度	平成26年度	増減
設備資金	37,389 (10.3%)	32,769 (9.4%)	△ 4,619
運転資金	324,413 (89.7%)	316,181 (90.6%)	△ 8,231
合計	361,803 (100.0%)	348,951 (100.0%)	△ 12,851

※ ()内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位: 百万円)

種類	平成25年度	平成26年度	増減
農業	884 (0.2%)	892 (0.3%)	7
林業	8 (0.0%)	- (-)	△ 8
水産業	- (-)	- (-)	-
製造業	61,649 (17.0%)	49,540 (14.2%)	△ 12,109
鉱業	- (-)	- (-)	-
建設業	5,693 (1.6%)	4,567 (1.3%)	△ 1,125
電気・ガス・熱供給・水道業	24,455 (6.8%)	21,137 (6.0%)	△ 3,317
運輸・通信業	24,969 (6.9%)	25,404 (7.3%)	435
卸売・小売・飲食業	47,527 (13.1%)	46,882 (13.4%)	△ 644
金融・保険業	84,487 (23.4%)	89,910 (25.8%)	5,423
不動産業	28,977 (8.0%)	28,509 (8.2%)	△ 468
サービス業	81,895 (22.6%)	81,042 (23.2%)	△ 852
地方公共団体	- (-)	- (-)	-
その他	1,252 (0.4%)	1,062 (0.3%)	△ 190
合計	361,803 (100.0%)	348,951 (100.0%)	△ 12,851

※ ()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

主要な農業関係の貸出金残高

1. 営農類型別

(単位: 百万円)

種類	平成25年度	平成26年度	増減
農業	649	601	△ 47
穀作	4	6	2
野菜・園芸	364	341	△ 22
果樹・樹園農業	-	-	-
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	149	143	△ 5
養鶏・養卵	116	76	△ 40
養蚕	-	-	-
その他農業	14	33	18
農業関連団体等	2,662	3,413	750
合計	3,312	4,015	702

※ 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等を含みます。
 3. 「農業関連団体等」には、JA・専門農協及び経済連等の連合会とその子会社等を含みます。

2. 資金種類別

① 貸出金

(単位: 百万円)

種類	平成25年度	平成26年度	増減
プロパー資金	3,262	3,983	721
農業制度資金	50	31	△ 18
農業近代化資金	21	10	△ 10
その他制度資金	28	20	△ 8
合計	3,312	4,015	702

※ 1. プロパー資金とは、制度資金を除く、当会原資の資金をご融資している貸出金で、しずおかアグリビジネスローンやJAニューファーマー支援資金等が該当します。
 2. 農業制度資金は、以下の制度資金が該当します。
 ① 地方公共団体から原資を借入れ、当会がお客様に転貸してご融資する資金
 ② 地方公共団体等が利子補給等を行うことで当会が低利でご融資する資金
 なお、日本政策金融公庫がお客様に直接ご融資する資金は含んでいません。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)・農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

② 受託貸付金

(単位: 百万円)

種類	平成25年度	平成26年度	増減
日本政策金融公庫資金	16,279	15,110	△ 1,168

※ 1. 日本政策金融公庫が原資の資金で、当会を経由して農業者等にご融資している貸出金で、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)や農業基盤整備資金等が該当します。
 2. 受託貸付金の見直しにより、前年度の計数を変更しています。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位: 百万円)

区分	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
平成25年度					
一般貸倒引当金	1,254	1,213	-	1,254	1,213
個別貸倒引当金	2,574	2,561	11	2,553	2,570
合計	3,828	3,774	11	3,808	3,783
平成26年度					
一般貸倒引当金	1,213	1,171	-	1,213	1,171
個別貸倒引当金	2,570	2,520	-	2,560	2,530
合計	3,783	3,692	-	3,773	3,702

貸出金償却の額

(単位: 百万円)

項目	平成25年度	平成26年度
貸出金償却額	5	-

開示基準別の分類・保全状況

(単位: 百万円)

資産査定結果(債務者区分別)					金融再生法に基づく資産査定結果				(参考)	リスク管理			
対象: 貸出等に係る債権					対象: 金融再生法に基づく開示債権				金融再生法に基づく	債権			
債務者区分	債権残高	分類				債権区分	担保・保証	貸倒引当額	保全額	保全率	金融再生法に基づく	リスク管理	
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類								資産査定結果
対象: 貸出金													
破綻先	-	-	-	-	-	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-	-	-	破綻先債権	
実質破綻先	9	9	-	-	-	9	9	-	9	100.00%	9	延滞債権	
破綻懸念先	3,485	174	749	2,560	(2,520)	危険債権	3,485	924	2,520	3,444	98.84%	3,485	
要管理先	33,340	-	-	-	-	要管理債権(貸出金のみ)	-	-	-	-	-	3か月以上延滞債権	
その他の要管理先	33,340	276	33,063	-	-	(小計) 3,495	934	2,520	3,454	98.84%	-	条件緩和債権	
正常先	315,898	315,898	-	-	-	正常債権	349,237	-	-	-	-	合計	
その他	-	-	-	-	-	合計	352,733	316,358	33,813	2,560	(2,520)	(-)	合計
							金融再生法に基づく開示債権に占める不良債権の割合		0.99%		貸出金に占めるリスク管理債権の割合		0.99%
							合計		352,732		合計		3,470

※ 1. 貸出等に係る債権とは、貸出金及び貸出金に準ずる債権(貸付有価証券・貸出金と関連のある未収利息・未収金・貸出に準ずる仮払金・債務保証見返勘定)です。
 2. 金融再生法に基づく開示債権とは、貸出金・貸付有価証券・貸出金と関連のある未収利息・貸出金に準ずる仮払金・債務保証見返勘定です。
 3. 資産査定結果(債務者区分別)における()内は分類額に対する個別貸倒引当額です。
 4. 当会の債権残高は、部分直接償却実施後の残高であり、破綻先・実質破綻先のⅢ・Ⅳ分類は全額について個別貸倒引当金を計上しています。

金融再生法開示債権区分に基づく区分別保全状況

(単位: 百万円)

債権区分	債権残高(A)	保全額			保全率(D)/(A)
		担保等の保全額(B)	貸倒引当金(C)	合計(D) = (B) + (C)	
平成25年度					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	38	37	1	38	100.00%
危険債権	3,674	1,006	2,559	3,566	97.05%
要管理債権(貸出金のみ)	-	-	-	-	-
計	3,712	1,043	2,560	3,604	97.08%
正常債権	362,242	-	-	-	-
合計	365,955	-	-	-	-
平成26年度					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	9	9	-	9	100.00%
危険債権	3,485	924	2,520	3,444	98.84%
要管理債権(貸出金のみ)	-	-	-	-	-
計	3,495	934	2,520	3,454	98.84%
正常債権	349,237	-	-	-	-
合計	352,732	-	-	-	-

※ 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区分	平成25年度	平成26年度	増減
破綻先債権額	16	—	△ 16
延滞債権額	3,665	3,470	△ 195
3か月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合計 (A)	3,682	3,470	△ 212
担保・保証付債権額 (B)	1,034	928	△ 106
個別貸倒引当金残高 (C)	2,539	2,501	△ 37
担保・保証等控除後債権額 (A-B-C)	108	40	△ 67

元本補填契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

用語解説

債務者区分

破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭であると認められる等、実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先

現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先

要管理先の債務者のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者

その他の要管理先

金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題のある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

正常先

業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

その他

国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権

金融再生法開示債権区分に基づく区分

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

要管理債権

3か月以上延滞債権で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しないもの及び貸出条件緩和債権

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

リスク管理債権

破綻先債権

元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金

延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金

3か月以上延滞債権

元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として3か月以上遅延している貸出金(破綻先債権及び延滞債権を除く)

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他債務者の有利となる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く)

担保・保証付債権額

リスク管理債権のうち、貯金・定期積金、有価証券及び不動産等の担保付の貸出金並びに農業信用基金協会等の保証付の貸出金に係る当該担保・保証相当額です。なお、不動産の担保額は、不動産鑑定士等による客観性のある評価又は財産評価基本通達による時価を基に、処分可能性を十分考慮した回収可能見込額です。

個別貸倒引当金残高

リスク管理債権のうち個別貸倒引当金(間接償却)を計上している残高です。個別貸倒引当金は資産査定に基づく回収不能見込額を対象に引当てています。なお、個別貸倒引当金の引当ての対象とならない貸出金については、貸倒れの実績を基礎とした予想損失率等により算出した一般貸倒引当金により保全されています。

担保・保証等控除後債権額

リスク管理債権残高から、担保・保証付債権額及び個別貸倒引当金を控除した後の債権額です。このうち貸出条件緩和債権の一部については、貸倒れの実績を基礎とした予想損失率等により算出した一般貸倒引当金により保全されています。

有価証券計数

種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種類	平成25年度	平成26年度	増減
国債	658,057	623,728	△ 34,328
地方債	94,892	89,064	△ 5,827
社債	146,079	139,143	△ 6,935
株式	4,977	4,912	△ 64
外国証券	62,751	68,915	6,164
その他の証券	150,598	112,970	△ 37,628
合計	1,117,355	1,038,735	△ 78,620

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種類	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めなし	合計
平成25年度								
国債	48,025	52,525	197,568	128,530	123,991	209,646	—	760,287
地方債	3,866	24,266	7,188	33,922	18,632	6,391	—	94,267
社債	9,999	20,088	50,988	28,838	32,441	1,821	—	144,178
株式	—	—	—	—	—	—	4,884	4,884
外国証券	7,796	24,194	13,246	8,400	8,166	—	—	61,803
その他の証券	5,000	38,496	38,489	15,267	1,000	—	14,335	112,589
合計	74,687	159,572	307,480	214,958	184,231	217,859	19,220	1,178,011
平成26年度								
国債	—	95,409	222,565	78,325	31,200	157,619	—	585,120
地方債	19,382	8,978	22,442	18,088	12,954	6,293	—	88,139
社債	11,995	24,597	36,424	35,301	26,501	1,820	—	136,641
株式	—	—	—	—	—	—	6,182	6,182
外国証券	8,997	17,200	19,612	21,852	15,113	2,036	—	84,811
その他の証券	12,998	48,973	29,276	6,993	3,498	—	19,437	121,177
合計	53,374	195,157	330,320	160,561	89,268	167,768	25,619	1,022,072

※ 残高は貸借対照表計上額ではなく、取得価額(取得原価又は償却原価)により表示しています。

種類別商品有価証券平均残高

該当する資産はありません。

有価証券等の時価情報

1. 有価証券

(単位:百万円)

区分	平成25年度			平成26年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	325,391	333,218	7,827	322,944	333,692	10,748
その他	852,620	891,280	38,659	699,127	747,500	48,373
合計	1,178,011	1,224,498	46,487	1,022,072	1,081,193	59,121

※ 1. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。
3. 満期保有目的の債券については取得価額を、その他の有価証券については時価を貸借対照表価額としています。

2. 金銭の信託

(単位:百万円)

区分	平成25年度			平成26年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
運用目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
その他	10,992	11,292	300	26,543	26,853	310
合計	10,992	11,292	300	26,543	26,853	310

※ 1. 本表記載の金銭の信託の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。
3. その他の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額としています。

3. デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ除く) ———— 該当する取引はありません。

4. 金融等デリバティブ取引 ———— 該当する取引はありません。

5. 有価証券関連店頭デリバティブ取引 ———— 該当する取引はありません。

経営諸指標

利益総括表

(単位: 百万円)

項目	平成25年度	平成26年度	増減
資金運用収支	13,532	13,371	△ 161
役員取引等収支	612	461	△ 151
その他事業収支	2,059	4,314	2,255
事業粗利益	16,204	18,147	1,943
(事業粗利益率)	(0.46%)	(0.51%)	(0.04P)

- ※ 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 *金銭の信託運用見合費用 = 金銭の信託平均残高 × 資金調達勘定利回り
 資金調達勘定利回り = 資金調達費用 / 資金調達勘定平均残高
 資金調達費用 = 貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 借入金利息 + 支払奨励金 + 支払雑利息
 資金調達勘定平均残高 = 貯金 + 譲渡性貯金 + 借入金 + 貸付留保金 + 従業員預り金 + リース債務
2. 役員取引等収支 = 役員取引等収益 - 役員取引等費用
 3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用
 4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役員取引等収支 + その他事業収支
 5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高* × 100
 *資金運用勘定平均残高 = 預け金 + 買入金銭債権 + 有価証券 + 貸出金 + 従業員貸付金

利益率

項目	平成25年度	平成26年度	増減
総資産経常利益率	0.29%	0.34%	0.05P
純資産経常利益率	5.61%	6.64%	1.03P
総資産当期純利益率	0.22%	0.27%	0.04P
純資産当期純利益率	4.31%	5.16%	0.85P

- ※ 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産平均残高(債務保証見返を除く) × 100
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 総資産平均残高(債務保証見返を除く) × 100
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

資金運用収支の内訳

(単位: 百万円)

項目	平成25年度			平成26年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	3,485,450	34,227	0.98%	3,583,961	34,774	0.97%
うち預け金	1,989,490	14,130	0.71%	2,172,835	15,774	0.73%
うち有価証券	1,117,355	14,364	1.29%	1,038,735	13,510	1.30%
うち貸出金	359,722	5,669	1.58%	353,124	5,426	1.54%
資金調達勘定	3,434,132	20,695	0.60%	3,529,673	21,402	0.61%
うち貯金・定期積金	3,319,307	19,936	0.60%	3,436,343	20,710	0.60%
うち譲渡性貯金	75,318	293	0.39%	61,440	284	0.46%
うち借入金	50,000	499	1.00%	50,002	500	1.00%
総資金利ざや	-	-	0.23%	-	-	0.22%

- ※ 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率*
 *資金調達原価率 = (資金調達費用 + 経費 - 金銭の信託運用見合費用) / (資金調達勘定平均残高 - 金銭の信託運用見合額) × 100
 資金調達費用 = 貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 借入金利息 + 支払奨励金 + 支払雑利息
 資金調達勘定平均残高 = 貯金 + 譲渡性貯金 + 借入金 + 貸付留保金 + 従業員預り金 + リース債務
2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金・定期積金」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定計の「平均残高」及び「利息」は、金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

受取利息・支払利息の増減額

(単位: 百万円)

項目	平成25年度 増減額	平成26年度 増減額
受取利息	△ 613	546
うち預け金	593	1,643
うち有価証券	△ 772	△ 854
うち貸出金	△ 426	△ 242
支払利息	183	707
うち貯金・定期積金	140	774
うち譲渡性貯金	△ 18	△ 9
うち借入金	0	0
差引	△ 796	△ 161

- ※ 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の「うち貯金・定期積金」には、支払奨励金が含まれています。
 4. 支払利息計の増減額は、金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

貯貸率・貯証率

区分		平成25年度	平成26年度	増減
		貯貸率	期末	10.5%
	期中平均	10.6%	10.1%	△ 0.5P
貯証率	期末	35.4%	30.1%	△ 5.3P
	期中平均	32.9%	29.7%	△ 3.2P

- ※ 1. 貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

連結情報

グループの事業系統図



子会社等の概況

会社名	静岡コープサービス株式会社	株式会社静岡県信連ビジネスサービス
所在地	静岡市駿河区曲金三丁目8番1号	静岡市駿河区豊田一丁目4番15号
設立年月日	昭和45年8月17日	平成9年10月1日
資本金	50百万円	30百万円
事業の内容	静岡県信連及びJAのための次の業務 ①不動産の賃貸及び管理 ②事務用機器、事務用品の販売及び管理 ③印刷及び製本 ④広告及び宣伝 ⑤経営活性化のための人材教育並びに研修 ⑥一般労働者派遣	静岡県信連から委託を受けた次の業務 ①現金整理 ②手形交換 ③集中取立手形 ④為替等の証券作成・整理 ⑤帳表類の作成・発送 ⑥口座振替等データ登録 ⑦貸出関連データ入力 ⑧自動振替・EB
当会の議決権比率 (当会及び他の子会社等の議決権比率)	99.9% (99.9%)	100.0% (100.0%)

事業の概況

平成26年度の当会の連結決算は、子会社2社（静岡コープサービス株式会社・株式会社静岡県信連ビジネスサービス）を連結しています。

連結決算の内容は、連結経常収益42,866百万円、連結

当期剰余金10,038百万円、連結純資産231,982百万円、連結総資産3,862,889百万円で、連結自己資本比率は21.47%となりました。

連結子会社の事業概況

静岡コープサービス株式会社

県下JA及び当会で使用する帳票等印刷物、事務機器及び各種推進物資の商品販売業務や系統信用事業をPRする広告代理業務を通じて、系統信用事業の補完的役割を果たしています。また、一般労働者派遣業務により、JA等の雇用環境の改善に寄与しています。

このうち、商品販売業務においては、JAの事務効率化のための事務機器等の販売促進に取り組んだほか、一般労働者派遣業務では、JA等の人材ニーズを的確にとらえ、最適な人材の派遣を行いました。また、施設管理業務においては、利用者の要望や安全性の確保に積極的に取り組みました。

《主要業務の実績(売上高)》

項目	平成25年度	平成26年度	増減
商品販売	987	909	△78
人材派遣	245	274	29
施設管理	463	421	△42
受託研修	19	20	0
その他	8	8	0

株式会社静岡県信連ビジネスサービス

県下JA及び当会の現金整理・手形交換・口座振替等の事務作業を受託しており、県域での集中化を行うことにより、業務の効率化に寄与しています。

このうち、手形交換等受託業務については、確実な事務処理を行うとともに、事務処理の堅硬化に努めた結果、当年度

においても、静岡手形交換所より「手形交換方表彰」を受けました。また、平成27年度に新規業務として受託する「でんさいネット」に係る県域集中部署として、「内部体制の整備」及び「打鍵試験」を行いました。

《主要業務の実績(手数料収入)》

項目	平成25年度	平成26年度	増減
現金整理等	73	70	△3
手形交換等	56	67	11
為替決済	38	42	3
データ登録	107	94	△12
自動振替・EB	33	21	△12
事務委託	27	31	3

最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連結経常収益	43,432	39,872	41,755	39,864	42,866
連結経常利益	7,799	8,075	8,174	10,624	12,934
連結当期剰余金	6,026	6,967	6,404	8,142	10,038
連結純資産額	185,937	196,652	216,032	218,780	231,982
連結総資産額	3,334,134	3,464,787	3,654,309	3,732,817	3,862,889
連結自己資本比率	25.23%	24.53%	24.54%	25.38%	21.47%

※「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。なお、平成24年度以前は旧告示(バーゼルII)に基づく連結自己資本比率を記載しています。

連結貸借対照表

		(単位: 百万円)			
科目	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)	科目	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
〈資産の部〉			〈負債の部〉		
現金	6,939	7,216	貯金	3,373,338	3,491,816
預け金	1,986,532	2,260,144	譲渡性貯金	63,308	59,532
金銭の信託	11,292	26,853	借入金	50,000	50,040
有価証券	1,216,717	1,070,445	代理業務勘定	20	3
貸出金	361,260	348,537	その他負債	5,920	5,914
その他資産	6,412	6,086	諸引当金	5,780	5,884
有形固定資産	3,832	3,863	退職給付に係る負債	1,765	1,492
建物	1,828	1,751	繰延税金負債	9,936	12,596
土地	1,317	1,317	債務保証	3,967	3,626
リース資産	645	733	負債の部合計	3,514,036	3,630,906
その他の有形固定資産	41	60	〈純資産の部〉		
無形固定資産	613	799	出資金	111,302	111,302
ソフトウェア	556	747	利益剰余金	79,129	85,263
その他の無形固定資産	57	52	子会社の所有する親連合会 出資金	△ 4	△ 4
外部出資	138,966	138,966	会員資本合計	190,427	196,561
繰延税金資産	66	49	その他有価証券評価差額金	28,352	35,421
債務保証見返	3,967	3,626	評価・換算差額等合計	28,352	35,421
貸倒引当金	△ 3,783	△ 3,702	純資産の部合計	218,780	231,982
資産の部合計	3,732,817	3,862,889	負債及び純資産の部合計	3,732,817	3,862,889

連結損益計算書

		(単位: 百万円)	
科目	平成25年度 (平成25年4月1日~平成26年3月31日)	平成26年度 (平成26年4月1日~平成27年3月31日)	
経常収益	39,864	42,866	
資金運用収益	34,217	34,766	
（うち貸出金利息）	(5,657)	(5,417)	
（うち預け金利息）	(14,130)	(15,774)	
（うち有価証券利息配当金）	(14,366)	(13,511)	
役員取引等収益	1,686	1,736	
その他事業収益	2,966	5,220	
その他経常収益	994	1,143	
経常費用	29,240	29,932	
資金調達費用	20,768	21,520	
（うち貯金等利息）	(20,229)	(20,995)	
役員取引等費用	709	916	
その他事業費用	1,158	1,177	
経費	4,983	5,074	
その他経常費用	1,620	1,243	
経常利益	10,624	12,934	
特別損失	69	11	
税金等調整前当期利益	10,554	12,922	
法人税、住民税及び事業税	2,440	2,855	
法人税等調整額	△ 29	29	
法人税等合計	2,411	2,884	
少数株主損益調整前当期利益	8,142	10,038	
当期剰余金	8,142	10,038	

* 1. 資金運用収益の「うち預け金利息」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
2. 資金調達費用の「うち貯金等利息」には、支払奨励金が含まれています。

連結剰余金計算書

		(単位: 百万円)	
科目	平成25年度	平成26年度	
〈資本剰余金の部〉			
1 資本剰余金期首残高	-	-	
2 資本剰余金増加高	-	-	
3 資本剰余金減少高	-	-	
4 資本剰余金期末残高	-	-	
〈利益剰余金の部〉			
1 利益剰余金期首残高	74,501	79,129	
2 利益剰余金増加高	8,142	10,038	
当期剰余金	8,142	10,038	
3 利益剰余金減少高	3,515	3,903	
配当金	3,515	3,903	
4 利益剰余金期末残高	79,129	85,263	

連結キャッシュ・フロー計算書

		(単位: 百万円)	
科目	平成25年度	平成26年度	
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期利益	10,554	12,922	
減価償却費	576	566	
貸倒引当金の増加額	△ 44	△ 80	
退職給付に係る負債の増加額	△ 79	△ 272	
その他の引当金・積立金の増加額	195	104	
資金運用収益	△ 34,217	△ 34,766	
資金調達費用	20,768	21,520	
有価証券関係損益(△)	390	△ 2,330	
金銭の信託の運用損益(△)	△ 447	△ 418	
固定資産処分損益(△)	69	11	
貸出金の純増(△)減	9,397	12,722	
預け金の純増(△)減	△ 195,000	△ 285,000	
貯金の純増減(△)	75,384	114,701	
借入金の純増減(△)	-	40	
事業分量配当金の支払額	△ 2,016	△ 2,405	
その他	1,667	△ 276	
資金運用による収入	34,984	35,367	
資金調達による支出	△ 20,778	△ 21,551	
小計	△ 98,595	△ 149,146	
法人税等の支払額	△ 1,482	△ 2,426	
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 100,077	△ 151,572	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△ 295,233	△ 135,199	
有価証券の売却による収入	88,451	215,818	
有価証券の償還による収入	149,775	77,687	
金銭の信託の増加による支出	△ 800	△ 17,000	
金銭の信託の減少による収入	4,798	1,449	
買入金銭債権の取得による支出	△ 89,438	△ 90,054	
買入金銭債権の償還による収入	91,939	90,054	
固定資産の取得による支出	△ 504	△ 795	
外部出資による支出	△ 110	-	
外部出資の売却による収入	20	-	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 51,101	141,960	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
出資配当金の支払額	△ 1,498	△ 1,498	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,498	△ 1,498	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-	
V 現金及び現金同等物の増加額	△ 152,677	△ 11,110	
VI 現金及び現金同等物の期首残高	286,144	133,467	
VII 現金及び現金同等物の期末残高	133,467	122,356	

連結注記表

【平成25年度(平成25年4月1日～平成26年3月31日)】	【平成26年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)】
<p>1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 連結の範囲に関する事項 ①連結される子会社 2社 ・静岡コープサービス株式会社 ・株式会社静岡県信連ビジネスサービス ②非連結の子会社及び子法人等はありません。 (2) 持分法の適用に関する事項 ①持分法適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等はありません。 ②持分法非適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等はありません。 (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項 連結される子会社の決算日は、いずれも3月末日です。 (4) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項 償却すべきのれんはありません。 (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。 (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。</p> <p>2. 重要な会計方針に関する事項</p> <p>(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。 (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。 ・売買目的有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定) ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法 ・その他有価証券 時価のあるもの…原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法(売却原価は移動平均法により算定) なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っています。 (3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当連結会計年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しています。 (4) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しています。 建物 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しています。なお、主な耐用年数は18年～65年です。 建物以外 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年～20年です。 (5) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会及び子会社における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。 (6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。 なお、残存価額については、零としています。 (7) 外貨建の資産は、主に連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。</p>	<p>1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 連結の範囲に関する事項 ①連結される子会社 2社 ・静岡コープサービス株式会社 ・株式会社静岡県信連ビジネスサービス ②非連結の子会社及び子法人等はありません。 (2) 持分法の適用に関する事項 ①持分法適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等はありません。 ②持分法非適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等はありません。 (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項 連結される子会社の決算日は、いずれも3月末日です。 (4) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項 償却すべきのれんはありません。 (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。 (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。</p> <p>2. 重要な会計方針に関する事項</p> <p>(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。 (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。 ・売買目的有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定) ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法 ・その他有価証券 時価のあるもの…原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法(売却原価は移動平均法により算定) なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っています。 (3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当連結会計年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しています。 (4) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しています。 建物 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しています。なお、主な耐用年数は19年～65年です。 建物以外 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年～20年です。 (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会及び子会社における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。 (6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。 なお、残存価額については、零としています。 (7) 外貨建の資産は、主に連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。</p>

<p>(8) 引当金の計上方法 ①貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要額」により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額(当連結会計年度は税法基準を採用)を計上しています。 すべての債権は、「資産査定規程」に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は418百万円です。 また、子会社の貸倒引当金は、税法基準に基づき算定した繰入限度額にて計上しています。 ②賞与引当金 賞与引当金は、職員等への賞与の支払に備えるため、職員等に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。 ③役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、役員退任給与に係る規程に基づき、当連結会計年度末要支給見積額を計上しています。 (9) 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る負債は、職員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における職員等の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。 (10) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。 (11) 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しています。</p>	<p>(8) 引当金の計上方法 ①貸倒引当金 当会の貸倒引当金は、「資産の償却・引当要額」により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額(当連結会計年度は税法基準を採用)を計上しています。 すべての債権は、「資産査定規程」に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は335百万円です。 また、子会社の貸倒引当金は、税法基準に基づき算定した繰入限度額にて計上しています。 ②賞与引当金 賞与引当金は、職員等への賞与の支払に備えるため、職員等に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。 ③役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、役員退任給与に係る規程に基づき、当連結会計年度末要支給見積額を計上しています。 (9) 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る負債は、職員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における職員等の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。 (10) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。 (11) 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しています。</p>
---	--

5. 金融商品に関する事項	5. 金融商品に関する事項
<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>①金融商品に対する取組方針 当会は、静岡県を事業区域として、JA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。 JAは、農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域への貸付け等により運用し、その余裕資金を当会がお預かりする仕組みとなっています。</p> <p>当会では、これを原資として、資金を必要とするJA、農業に関連する企業・団体、県内の地場企業・団体及び地方公共団体等への貸付けを行っています。また、余裕資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。</p> <p>②金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金及び有価証券です。 貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。 借入金、自己資本増強の一環として、会員であるJAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。この永久劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められていますが、その劣後特約が付されていないその他の調達資金よりも高い金利設定となっています。</p> <p>③金融商品に係るリスク管理体制 a信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規定に従い、信用リスクの管理・運用体制を整備しています。 貸出金管理では、各営業部店が与信先別の業況・事業動向等をモニタリングし、その内容を定量的・定性的に分析した結果を踏まえ、審査担当部署が内部格付や与信限度額等の管理、保証・担保の設定、問題債権への対応等を行っています。 また、有価証券管理では、発行体毎の信用情報や時価の把握を、リスク管理担当部署等が定期的に行っています。 これらの信用リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告を実施しています。 なお、信用リスクに関する財務運営上の課題については、ALM委員会において対応方向を協議・決定しています。</p> <p>b市場リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規定に従い、市場リスクの管理・運用体制を整備しています。 具体的には、リスク管理委員会において市場リスク管理に関する方針の決定及びリスク状況の把握を行い、ALM委員会において財務運営に関する方針の決定、その実施状況の把握・確認及び課題に対する今後の対応方向等に係る協議・決定を行っています。 リスクカテゴリーごとの管理方法等は、以下のとおりです。</p> <p>(a) 金利リスク 当会は、リスク管理担当部署において、日々の評価損益の状況や保有資産の金利・期間等に基づき試算した想定するリスク量等を管理しています。 また、財務担当部署において、定期的に金融資産及び負債の金利・期間を総合的に把握するとともに、決算シミュレーション等による業績予測等を行い、リスクの状況及び財務の状況について、リスク管理委員会、ALM委員会及び理事会等に報告しています。</p> <p>(b) 為替リスク 当会は、為替リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。</p>	<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>①金融商品に対する取組方針 当会は、静岡県を事業区域として、JA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。 JAは、農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域への貸付け等により運用し、その余裕資金を当会がお預かりする仕組みとなっています。</p> <p>当会では、これを原資として、資金を必要とするJA、農業に関連する企業・団体、県内の地場企業・団体及び地方公共団体等への貸付けを行っています。また、余裕資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。</p> <p>②金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金及び有価証券です。 貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。 借入金50,000百万円は、自己資本増強の一環として、会員であるJAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。この永久劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められていますが、その劣後特約が付されていないその他の調達資金よりも高い金利設定となっています。</p> <p>③金融商品に係るリスク管理体制 a信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規定に従い、信用リスクの管理・運用体制を整備しています。 貸出金管理では、各営業部店が与信先別の業況・事業動向等をモニタリングし、その内容を定量的・定性的に分析した結果を踏まえ、審査担当部署が内部格付や与信限度額等の管理、保証・担保の設定、問題債権への対応等を行っています。 また、有価証券管理では、発行体ごとの信用情報や時価の把握を、リスク管理担当部署等が定期的に行っています。 これらの信用リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告を実施しています。 なお、信用リスクに関する財務運営上の課題については、ALM委員会において対応方向を協議・決定しています。</p> <p>b市場リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規定に従い、市場リスクの管理・運用体制を整備しています。 具体的には、リスク管理委員会において市場リスク管理に関する方針の決定及びリスク状況の把握を行い、ALM委員会において財務運営に関する方針の決定、その実施状況の把握・確認及び課題に対する今後の対応方向等に係る協議・決定を行っています。 リスクカテゴリーごとの管理方法等は、以下のとおりです。</p> <p>(a) 金利リスク 当会は、リスク管理担当部署において、日々の評価損益の状況や保有資産の金利・期間等に基づき試算した想定するリスク量等を管理しています。 また、財務担当部署において、定期的に金融資産及び負債の金利・期間を総合的に把握するとともに、決算シミュレーション等による業績予測等を行い、リスクの状況及び財務の状況について、リスク管理委員会、ALM委員会及び理事会等に報告しています。</p> <p>(b) 為替リスク 当会は、為替リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。</p>

3. 連結貸借対照表に関する事項	3. 連結貸借対照表に関する事項																				
<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、5,518百万円です。</p> <p>(2) 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有権移転外ファイナンス・リース</td> <td>6</td> <td>28</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td>70</td> <td>173</td> <td>244</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金70,000百万円及び有価証券999百万円を差し入れています。 なお、これらの資産に対応する債務はありません。 また、その他資産には、敷金及び保証金16百万円が含まれています。</p> <p>(4) 当会の理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。</p> <p>(5) 当会の理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。</p> <p>(6) 貸出金のうち、破綻先債権額は16百万円、延滞債権額は3,665百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払が遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>(7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はあります。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はあります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(9) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,682百万円です。 なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(10) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。 これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は568百万円です。</p> <p>(11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、114,124百万円です。</p> <p>(12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金60,876百万円が含まれています。</p> <p>(13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金50,000百万円が含まれています。</p>	内容	1年以内	1年超	合計	所有権移転外ファイナンス・リース	6	28	34	オペレーティング・リース	70	173	244	<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、5,487百万円です。</p> <p>(2) 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として蓄電池電源設備等があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有権移転外ファイナンス・リース</td> <td>5</td> <td>22</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金70,000百万円及び有価証券999百万円を差し入れています。 なお、これらの資産に対応する債務はありません。 また、その他資産には、敷金及び保証金16百万円が含まれています。</p> <p>(4) 当会の理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。</p> <p>(5) 当会の理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。</p> <p>(6) 貸出金のうち、破綻先債権額はあります。延滞債権額は3,470百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払が遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>(7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はあります。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はあります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(9) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,470百万円です。 なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(10) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。 これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は437百万円です。</p> <p>(11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、116,419百万円です。</p> <p>(12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金60,876百万円が含まれています。</p> <p>(13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金50,000百万円が含まれています。</p>	内容	1年以内	1年超	合計	所有権移転外ファイナンス・リース	5	22	28
内容	1年以内	1年超	合計																		
所有権移転外ファイナンス・リース	6	28	34																		
オペレーティング・リース	70	173	244																		
内容	1年以内	1年超	合計																		
所有権移転外ファイナンス・リース	5	22	28																		
4. 連結損益計算書に関する事項	4. 連結損益計算書に関する事項																				
<p>(1) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当っていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。その相殺した金額は11百万円です。</p>	<p>(1) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当っていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額はありません。</p>																				

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

科目	連結貸借対照表計上額			時価			差額		
	計	上	額	計	上	額	計	上	額
現金			7,216			7,216			—
預け金	2,260,144			2,258,518			△	1,625	
金銭の信託	26,853			26,853					—
その他目的	26,853			26,853					—
有価証券	1,070,445			1,081,193			10,748		
満期保有目的の債券	322,944			333,692			10,748		
その他有価証券	747,500			747,500			—		
貸出金	349,418								—
貸倒引当金	△	3,670							
貸倒引当金控除後	345,747			348,241			2,493		
資産計	3,710,408			3,722,023			11,615		
貯金	3,551,348			3,548,773			△	2,574	
借入金	50,040			50,039			△	0	
負債計	3,601,388			3,598,813			△	2,574	

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
2. 貸出金には、連結貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金880百万円を含めて表示しています。
3. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金59,532百万円を含めて表示しています。
4. 連結決算期末日におけるデリバティブ取引はありません。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

科目	連結貸借対照表計上額			時価			差額		
	計	上	額	計	上	額	計	上	額
現金			6,939			6,939			—
預け金	1,986,532			1,984,446			△	2,085	
金銭の信託	11,292			11,292					—
その他目的	11,292			11,292					—
有価証券	1,216,717			1,224,545			7,827		
満期保有目的の債券	325,391			333,218			7,827		
その他有価証券	891,326			891,326			—		
貸出金	362,176								—
貸倒引当金	△	3,748							
貸倒引当金控除後	358,427			360,576			2,149		
資産計	3,579,908			3,587,800			7,891		
貯金	3,436,647			3,433,087			△	3,559	
借入金	50,000			50,000			—		
負債計	3,486,647			3,483,087			△	3,559	

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
2. 貸出金には、連結貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金915百万円を含めて表示しています。
3. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金63,308百万円を含めて表示しています。
4. 連結決算期末日におけるデリバティブ取引はありません。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

(c) 価格変動リスク

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会にて決定した方針に則り、余裕金運用規程等に基づいて行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、ALM委員会での事前協議や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っています。

また、総務担当部署で保有している外部出資は、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等のモニタリングを定期的実施しています。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価値が38,249百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、これらの市場リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告しています。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会の調達資金は、会員であるJAからの定期貯金(1年もの)がその大半を占めており、その満期管理を徹底するとともに、市場環境を考慮した期間ごとの運用・調達資金のバランス調整等により、流動性リスクを管理しています。

なお、日々の資金決済に対応するため、農林中央金庫に預入している流動性預け金の残高管理を徹底しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(c) 価格変動リスク

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会にて決定した方針に則り、余裕金運用規程等に基づいて行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、ALM委員会での事前協議や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っています。

また、総務担当部署で保有している外部出資は、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等のモニタリングを定期的実施しています。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価値が48,915百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、これらの市場リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告しています。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会の調達資金は、会員であるJAからの定期貯金(1年もの)がその大半を占めており、その満期管理を徹底するとともに、市場環境を考慮した期間ごとの運用・調達資金のバランス調整等により、流動性リスクを管理しています。

なお、日々の資金決済に対応するため、農林中央金庫に預入している流動性預け金の残高管理を徹底しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

③その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位: 百万円)				
	種 類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,925	9,634	3,709
	債券	643,067	680,057	36,990
	国債	533,147	564,703	31,556
	地方債	27,703	28,783	1,080
	社債	46,890	49,082	2,191
	その他	35,326	37,488	2,162
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	32,815	40,895	8,080
	小計	681,808	730,588	48,779
	株式	256	250	△ 6
	債券	14,966	14,666	△ 300
	国債	9,884	9,744	△ 140
	地方債	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	社債	1,000	991	△ 8
	その他	4,081	3,930	△ 151
	その他	2,095	1,995	△ 99
	小計	17,319	16,912	△ 406
合 計	699,127	747,500	48,373	

(注) 上記差額合計から繰延税金負債13,177百万円を差引いた金額35,195百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
(3) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位: 百万円)				
科 目	売却額	売却益	売却損	
株 式	981	116	5	
債 券	209,874	3,300	70	
その他	4,910	357	19	
合 計	215,766	3,774	96	

7. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- (1) 運用目的及び満期保有目的の金銭の信託
該当する金銭の信託はありません。
(2) その他の金銭の信託

(単位: 百万円)					
その他の金銭の信託	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	
				うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	26,853	26,543	310	317	△ 6

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債84百万円を差引いた金額225百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

③その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位: 百万円)				
	種 類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,672	5,086	1,414
	債券	811,403	846,125	34,722
	国債	716,014	746,565	30,550
	地方債	27,700	29,027	1,327
	社債	45,494	47,910	2,415
	その他	22,194	22,622	428
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	21,332	24,190	2,857
	小計	836,408	875,402	38,994
	株式	1,250	1,183	△ 66
	債券	14,999	14,740	△ 259
	国債	2,039	2,038	△ 1
	地方債	2,267	2,257	△ 9
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	社債	10,693	10,444	△ 248
	その他	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	16,249	15,923	△ 326
合 計	852,657	891,326	38,668	

(注) 上記差額合計から繰延税金負債10,534百万円を差引いた金額28,134百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しています。

当連結会計年度における減損処理はありません。
なお、減損処理にあたっては、当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満の水準で下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

- (2) 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
(3) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位: 百万円)				
科 目	売却額	売却益	売却損	
株 式	330	7	41	
債 券	73,784	984	—	
その他	3,800	168	—	
合 計	77,915	1,159	41	

7. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- (1) 運用目的及び満期保有目的の金銭の信託
該当する金銭の信託はありません。
(2) その他の金銭の信託

(単位: 百万円)					
その他の金銭の信託	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	
				うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	11,292	10,992	300	300	—

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債82百万円を差引いた金額218百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として、市場価格のない外部出資があり、その連結貸借対照表計上額は138,966百万円です。これは①の金融商品の時価情報には含めていません。

(単位: 百万円)				
科 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	
預け金	—	2,260,144	—	—
有価証券	74,667	53,384	104,716	90,228
満期保有目的の債券	12,467	33,384	49,898	30,587
その他有価証券のうち満期があるもの	62,200	21,109	54,818	59,641
貸出金	107,920	47,463	34,295	25,529
合 計	2,169,119	101,956	139,011	115,757

(単位: 百万円)				
科 目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	
預け金	—	—	—	—
有価証券	104,425	202,563	598,631	407,690
満期保有目的の債券	31,587	39,287	156,174	135,587
その他有価証券のうち満期があるもの	72,838	163,276	442,457	272,103
貸出金	21,749	32,578	119,953	125,545
合 計	126,174	235,141	718,584	533,235

(注) 1. 貸出金のうち、連結貸借対照表上の当座貸越48,799百万円については「1年以内」に含めています。
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件はありません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位: 百万円)				
科 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	
貯 金	3,490,280	729	491	
譲渡性貯金	59,532	—	—	
借入金	9	8	8	
合 計	3,549,821	737	499	

(単位: 百万円)				
科 目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	
貯 金	144	170	—	
譲渡性貯金	—	—	—	
借入金	15	—	50,000	
合 計	159	170	50,000	

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。
2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金50,000百万円については、「5年超」に含めています。

6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

- ①売買目的有価証券
該当する有価証券はありません。
②満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位: 百万円)					
種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額		
			時 価	差 額	
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	42,088	46,104	4,016	
	地方債	60,436	62,976	2,540	
	社債	85,197	87,276	2,079	
	その他	131,669	133,829	2,159	
	小計	319,391	330,187	10,796	
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	
	地方債	—	—	—	
	社債	3,552	3,505	△ 47	
	その他	—	—	—	
	小計	3,552	3,505	△ 47	
合 計	322,944	333,692	10,748		

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として、市場価格のない外部出資があり、その連結貸借対照表計上額は138,966百万円です。これは①の金融商品の時価情報には含めていません。

(単位: 百万円)				
科 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	
預け金	1,986,532	—	—	—
有価証券	74,667	54,493	104,703	90,228
満期保有目的の債券	12,467	33,384	49,898	30,587
その他有価証券のうち満期があるもの	62,200	21,109	54,805	59,641
貸出金	107,920	47,463	34,295	25,529
合 計	2,169,119	101,956	139,011	115,757

(単位: 百万円)				
科 目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	
預け金	—	—	—	—
有価証券	104,425	202,563	598,631	407,690
満期保有目的の債券	31,587	39,287	156,174	135,587
その他有価証券のうち満期があるもの	72,838	163,276	442,457	272,103
貸出金	21,749	32,578	119,953	125,545
合 計	126,174	235,141	718,584	533,235

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越50,555百万円については「1年以内」に含めています。
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等149百万円は、償還の予定が見込まれないため、含めていません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件200百万円は、償還日が特定できないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位: 百万円)				
科 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	
貯 金	3,371,863	693	631	
譲渡性貯金	63,308	—	—	
借入金	—	—	—	
合 計	3,435,172	693	631	

(単位: 百万円)				
科 目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	
貯 金	8	141	—	
譲渡性貯金	—	—	—	
借入金	—	—	50,000	
合 計	8	141	50,000	

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。
2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金50,000百万円については、「5年超」に含めています。

6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

- ①売買目的有価証券
該当する有価証券はありません。
②満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位: 百万円)					
種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額		
			時 価	差 額	
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	42,234	43,933	1,699	
	地方債	62,000	64,352	2,352	
	社債	83,430	84,922	1,492	
	その他	126,866	129,173	2,306	
	小計	314,531	322,382	7,850	
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	
	地方債	2,300	2,293	△ 6	
	社債	4,559	4,549	△ 10	
	その他	4,000	3,994	△ 5	
	小計	10,859	10,836	△ 23	
合 計	325,391	333,218	7,827		

連結事業年度のリスク管理債権の状況

(単位: 百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度	増 減
破綻先債権額	16	—	△ 16
延滞債権額	3,665	3,470	△ 195
3か月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計 (A)	3,682	3,470	△ 212
担保・保証付債権額 (B)	1,034	928	△ 106
個別貸倒引当金残高 (C)	2,539	2,501	△ 37
担保・保証等控除後債権額 (A-B-C)	108	40	△ 67

※ 用語解説は、P46に記載しています。

事業の種類別情報

連結対象となる子会社等は、物品販売、不動産賃貸等の事業を営んでいますが、それらの事業毎における経常収益等の総額に占める割合が僅少であるため、事業の種類別情報は記載していません。

確 認 書

- 私は平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度に係るディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されています。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等へ適切に報告されています。
 - 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されています。

平成27年7月10日

 静岡県信用農業協同組合連合会
 代表理事 堀内 達也


※ 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、注記表、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結注記表を指しています。

自己資本の充実の状況

単体

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズにこたえるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取組んでいます。

平成27年3月末における当会の自己資本比率は21.38%となりました。

自己資本調達手段の概要

当会の自己資本は、会員からの普通出資金、後配出資金及び永久劣後特約付借入金により調達しています。

項目	内容		
発行主体	静岡県信用農業協同組合連合会		
資本調達手段の種類	普通出資金	後配出資金	永久劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	385億円(前年度385億円)	727億円(前年度727億円)	450億円(前年度500億円)
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約			あり(※)

※ 劣後事由(破産の場合、民事再生の場合)が発生・継続している場合を除き、金銭交付日より10年経過した借入金について、主務省の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により償還可能

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当会は、規制対応及び事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本の充実度の評価を行っています。

具体的には、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を定め、信用リスク・アセット額については標準的手法及び信用リスク削減手法、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施するとともに、自己資本比率が一定水準を下回る場合には、対処方針を検討し、対応する体制を構築しています。

当会にとってのリスク管理は、当会の経営の安全性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持するために、「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを、許容できるレベルまで調整し、そのために

必要な施策を行うこと」であり、また、金融機関の負っているリスクが多様化・複雑化している金融環境下では、個々のリスク特性に応じた個別リスク管理は当然のこととして、様々な特性を持つ諸リスクを対象として網羅的に把握し、一貫した統制のフレームワークの下で管理を遂行することが必要であると認識しています。

このような認識のもと、具体的な取組みとして、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量化が可能な信用リスク及び市場リスク(金利リスク・価格変動リスク・為替リスク)については、VaR(バリュアットリスク)によるリスクの計量化を行っています。計量化したリスクについては、統合した上で自己資本(経営体力)を基準にして設定されたリスク許容量と対比することにより管理しています。

また、極めて急激な市場変動が生じた場合を仮定したストレステストを実施し、自己資本の充実度を評価しています。

1 自己資本の構成

(単位:百万円、%)

項目	平成25年度		平成26年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	185,321		191,489	
うち、出資金及び資本準備金の額	111,302		111,302	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	77,922		84,020	
うち、外部流出予定額 (△)	3,904		3,833	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,780		6,885	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	6,780		6,885	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	50,000		45,000	
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	50,000		45,000	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	242,102		243,374	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	-	404	108	432
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	-	404	108	432
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	-		108	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	242,102		243,266	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	926,234		1,106,766	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 315,900		△ 213,008	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く)	404		432	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 316,304		△ 213,440	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	31,436		30,694	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	957,671		1,137,461	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	25.28		21.38	

※ 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないしは消滅し、損失を被るリスクのことです。当会では、信用リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制として、信用リスク管理に関する規定類を整備し、適切に管理しています。

与信審査については、フロントオフィスを担う融資部門から独立した審査部門を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、個別の与信限度額管理、大口与信先の信用状況のモニタリング、資産査定における第二次査定の実施を通して、デフォルト等に伴う損失の発生を最小限に抑え、適正なりターンを確保を図っています。また、上記に加え、リスク管理部門において貸出金に有価証券等を含めた総合与信額についても限度額管理を行うとともに、格付別及び業種別の与信状況をモニタリングし、与信集中状況についても管理しています。

また、信用リスクについては、VaRによるリスク量の計測を行い、市場リスクと統合した上で、リスク許容量による管理を実践しています。上記のモニタリングの状況、当会が保有するリスク量、リスク内容については、原則四半期ごとに開催されるリスク管理委員会にて協議・報告され、対処方針が決定されています。

当会における貸倒引当金の計上については、「資産の償却・引当要領」等に基づき次のとおり行っています。

資産の評価は担当部署が行い、この資産査定の結果を踏

まえ、資産査定統括部署が償却・引当額の妥当性についての検討・取りまとめを行い、償却引当実施部署へ報告することで、相互牽制を図り、適正に償却・引当を実施しています。また、償却・引当の結果については、経営管理委員会、理事会等へ報告しています。

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額（当期は税法基準を採用）を計上しています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。

標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)、株式会社日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス (S&P)、フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	

※ 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

2 自己資本の充実に関する事項

〈信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳〉

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	平成25年度			平成26年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	762,120	-	-	586,508	-	-
我が国の地方公共団体向け	94,530	-	-	88,503	-	-
地方公共団体金融機構向け	23,658	739	29	21,096	535	21
我が国の政府関係機関向け	34,772	2,375	95	41,775	3,429	137
地方三公社向け	869	45	1	449	26	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,120,246	423,697	16,947	2,395,974	478,659	19,146
法人等向け	364,291	232,926	9,317	353,891	226,978	9,079
中小企業等向け及び個人向け	1,100	753	30	1,021	719	28
抵当権付住宅ローン	1,199	419	16	884	309	12
不動産取得等事業向け	8,884	8,768	350	7,596	7,377	295
三月以上延滞等	5,187	7,591	303	6,784	10,177	407
信用保証協会等による保証付	359	17	0	288	12	0
出資等	22,570	22,560	902	35,406	35,396	1,415
他の金融機関等の対象資本調達手段	210,869	527,174	21,086	216,359	540,897	21,635
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	926	2,316	92	984	2,461	98
複数の資産を裏付とする資産（いわゆるファンﾄ）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	49	64	2	6	75	3
証券化	26,611	5,746	229	26,169	5,283	211
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの		△ 315,900	△ 12,636		△ 213,008	△ 8,520
上記以外	33,844	6,923	276	66,050	7,306	292
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	3,712,094	926,221	37,048	3,849,751	1,106,637	44,265
CVAリスク相当額÷8%	-	12	0	-	128	5
中央清算機関関連エクスポージャー	28	0	0	37	0	0
信用リスク・アセットの額の合計額	3,712,123	926,234	37,049	3,849,788	1,106,766	44,270
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額（基礎的手法）	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 a×4%		
	31,436	1,257	30,694	1,227		
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）合計 a	所要自己資本額 a×4%	リスク・アセット等（分母）合計 a	所要自己資本額 a×4%		
	957,671	38,306	1,137,461	45,498		

- ※ 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランス資産を含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目及び土地再評価差額に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものを、不算入としたものが該当します。
 7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{（租利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち租利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスク削減手法に関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用する等、信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めており、具体的な方法としては、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外

の主体で保証提供時に長期格付がA-又はA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-又はBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

「貸出金と自会貯金の相殺」については、

- ①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、
- ②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、
- ③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、
- ④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、

の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

〈信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額〉

(単位：百万円)

	平成25年度			平成26年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	16,264	-	-	16,270	-
我が国の政府関係機関向け	-	11,017	-	-	8,016	-
地方三公社向け	-	596	-	-	251	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	437	120	-	859	3,003	-
中小企業等向け及び個人向け	23	-	-	8	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	12,401	-	1	13,811	-
合計	460	40,399	-	869	41,353	-

- ※ 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 2.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであり、
- 3.「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、
- 4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
- 5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価値に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)に係る取引です。

当会では、派生商品取引に関して商品別に運用限度額の設定を行い、設定された限度額の範囲内で運用するとともに、保有している派生商品の評価損益について日次でモニタリングを行い適正に管理しています。併せて、派生商

品はロスカット基準及び評価損の警告水準等を設定し、予期せぬ損失が発生しないよう管理しています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

1 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

与信相当額の算出に用いる方式	平成25年度		平成26年度			
	カレント・エクスポージャー方式		カレント・エクスポージャー方式			
(単位：百万円)						
	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	現金・自会貯金	債券	その他	信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
平成25年度						
(1)外国為替関連取引	83	223	-	-	-	223
(2)金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	31	36	-	-	-	36
(7)クレジット・デリバティブ	51	57	-	-	-	57
派生商品合計	167	317	-	-	-	317
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	-	-	-	-	-	-
合計	167	317	-	-	-	317
平成26年度						
(1)外国為替関連取引	93	318	-	-	-	318
(2)金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	3	-	-	-	3
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	93	321	-	-	-	321
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	-	-	-	-	-	-
合計	93	321	-	-	-	321

- ※ 1.「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし、0を下回らない)をいいます。
- 2.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- 3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

2 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

3 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では、証券化エクスポージャーを含む資産流動化商品について、商品ごとに格付機関の格付に応じて購入限度額や期間等の投資基準を設定し、運用しています。また、有価証券勘定で保有している証券化エクスポージャーについては、証券化エクスポージャーを含む有価証券の評価損益等について計測を行い管理しています。

体制の整備及びその運用状況の概要

証券化案件への投資を担当するフロント部署が投資案件の分析等を行い、リスク管理部署が外部格付の変遷や裏付資産のパフォーマンス等の信用リスクの変化等に関するモニタリングを行っています。

なお、リスク管理委員会において、証券化案件に係る投資基準等について協議を行うとともに、モニタリング結果を報告しています。

信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付は、下表の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関

株式会社格付投資情報センター (R&I)、株式会社日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス (S&P)、フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

① 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

② 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	-	-	-
	住宅ローン	1,403	-	3,170
	自動車ローン	9,850	-	10,100
	その他	15,314	-	12,903
	合計	26,567	-	26,175
オフ・バランス	クレジットカード与信	-	-	-
	住宅ローン	-	-	-
	自動車ローン	-	-	-
	その他	43	-	-
	合計	43	-	-

※ 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
平成25年度						
オン・バランス	リスク・ウェイト20%	26,487	211	リスク・ウェイト40%	-	-
	リスク・ウェイト50%	-	-	リスク・ウェイト100%	-	-
	リスク・ウェイト100%	-	-	リスク・ウェイト225%	-	-
	リスク・ウェイト350%	67	9	リスク・ウェイト650%	-	-
	その他のリスク・ウェイト	-	-	その他のリスク・ウェイト	-	-
	リスク・ウェイト1250%	13	6	リスク・ウェイト1250%	-	-
	合計	26,567	228	合計	-	-
オフ・バランス	リスク・ウェイト20%	-	-	リスク・ウェイト40%	-	-
	リスク・ウェイト50%	-	-	リスク・ウェイト100%	-	-
	リスク・ウェイト100%	43	1	リスク・ウェイト225%	-	-
	リスク・ウェイト350%	-	-	リスク・ウェイト650%	-	-
	その他のリスク・ウェイト	-	-	その他のリスク・ウェイト	-	-
	リスク・ウェイト1250%	-	-	リスク・ウェイト1250%	-	-
	合計	43	1	合計	-	-
平成26年度						
オン・バランス	リスク・ウェイト20%	26,165	209	リスク・ウェイト40%	-	-
	リスク・ウェイト50%	-	-	リスク・ウェイト100%	-	-
	リスク・ウェイト100%	-	-	リスク・ウェイト225%	-	-
	リスク・ウェイト350%	-	-	リスク・ウェイト650%	-	-
	その他のリスク・ウェイト	-	-	その他のリスク・ウェイト	-	-
	リスク・ウェイト1250%	10	5	リスク・ウェイト1250%	-	-
	合計	26,175	214	合計	-	-
オフ・バランス	リスク・ウェイト20%	-	-	リスク・ウェイト40%	-	-
	リスク・ウェイト50%	-	-	リスク・ウェイト100%	-	-
	リスク・ウェイト100%	-	-	リスク・ウェイト225%	-	-
	リスク・ウェイト350%	-	-	リスク・ウェイト650%	-	-
	その他のリスク・ウェイト	-	-	その他のリスク・ウェイト	-	-
	リスク・ウェイト1250%	-	-	リスク・ウェイト1250%	-	-
	合計	-	-	合計	-	-

- ※ 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。
 2. 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第7項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、及び自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。
 3. リスク・ウェイト1250%には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

c. 自己資本比率告示第223条の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
クレジットカード与信	-	-
住宅ローン	-	-
自動車ローン	-	-
その他	13	10
合計	13	10

- ※ 1. 自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものと及び信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。
 2. 「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当する取引はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務戦略・組織体制・コンピュータシステム等の統制機能の不備、経営方針・手続・規定等の遵守及び管理ミス等に関連して発生するリスクのことです。

当会では、リスク管理の基本となるリスクマネジメント基本方針において、オペレーショナル・リスクとして、業務の過程又は従業員の活動が不適切であることにより損失が発生する事務リスク、コンピュータシステムのダウン、誤作動、システム不備等に伴い金融機関が損失を被るシステムリスク、経営判断や個別業務の執行において法令違反や不適切な契約締結等に起因し、損失が発生したり、取引上のトラブルが発生する法務リスク、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じるレピュテーションリスク等を定義し、それぞれのリスクに応じたリスク管理を実施することとしています。

事務リスクについては、「コンプライアンス・マニュアル」に基づく法令・規制及び基準等の遵守、「自己検査実施要領」に基づく自己検査の実施、「事務ミス等の報告事務手続」に基づく迅速な対応と再発防止策の策定等により、事

務リスクの軽減・未然防止を図っています。

システムリスクについては、「情報セキュリティ運用細則」・「情報システムセキュリティ管理要領」等に基づき、情報資産の安全性の確保とコンピュータシステムの運用管理を適切に行うことで、システムリスクの回避を図っています。

法務リスクについては、法令等の改正に伴う関連規定の速やかな変更と徹底、「金融法務等相談・リーガルチェック受付処理事務手続」に基づく弁護士・税理士等への相談により、リスクの軽減や違法行為等の未然防止を図っています。

レピュテーションリスクについては、「利用者サポート等管理細則」に基づき、取引先等の利用者からの苦情を受け付け、利用者の納得及び満足が得られるよう、迅速・誠実な対応をすることによりリスクの軽減を図っています。

上記の各リスク管理上のリスク情報については、リスク管理統括部署にて一元管理するとともに、リスクの状況・業務への影響等について必要に応じて役員及びリスク管理委員会へ報告し、対処方針を協議しています。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

有価証券勘定の株式については、株価が変動する価格変動リスクについてVaRによるリスク量の計測を行い、株式以外の資産の市場リスク及び信用リスクとともに、計測したリスク量と経営体力を基準に設定されたリスク許容量を対

することにより管理しています。

また、株式を含む有価証券の評価損益等について日次にて計測を行い、リスク量が適正な範囲に収まるよう管理しています。

外部出資勘定の株式又は出資については、資産査定により価値の毀損の危険性を判別し、適切な管理に努めています。

1 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	6,223	6,223	9,885	9,885
非上場	139,026	139,026	139,051	139,051
合計	145,249	145,249	148,936	148,936

※ 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

2 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
売却益	7	94
売却損	41	5
償却額	-	-

3 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
評価益	1,405	3,709
評価損	66	6

4 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価損益の額はありません。

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより、利益の低下ないしは損失を被るリスクのことです。

当会では、リスク管理関係規定に基づき、金利リスクについてはVaRによるリスク量の計測を月次及び日次にて行い、金利リスク以外の市場リスク及び信用リスクとともに、計測したリスク量と経営体力を基準に設定されたリスク許容量と対比することにより管理しています。

さらに、有価証券の10BPVと評価損益等についても日次

にて計測を行い、リスク量を管理しています。

計測したリスクの状況についてはリスク管理委員会において協議し、その協議結果を踏まえ、最適資産配分及び資金運用方針等をALM委員会において検討・協議しています。なお、保有するリスクの状況は、四半期ごとに理事会及び経営管理委員会に報告しています。

また、市場取引業務の遂行にあたっては、市場部門(フロントオフィス)、リスク管理部門(ミドルオフィス)、事務管理部門(バックオフィス)を分離し、牽制機能を確保しています。

金利リスクの算定方法の概要

金利リスク量の算定にあたっては、分散共分散法によるVaR(信頼区間:99%、保有期間:預け金及び貸出金1年、有価証券等3か月)の計測を行っています。リスク計測の頻

度は月次及び日次(日次は有価証券のみ)とし、計測対象は預け金・有価証券等・貸出金としています。

〈内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減〉

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減	48,497	15,527

連結

連結の範囲に関する事項

連結自己資本比率算出の対象となる会社と

連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点及び相違点が生じた原因

相違点はありません。

連結子会社数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務内容

- 連結子会社数 2社
- 主要な連結子会社

名称	主要な業務内容
静岡コープサービス株式会社	商品販売・広告代理・施設賃貸・研修受託・人材派遣
株式会社静岡県信連ビジネスサービス	現金整理等受託・手形交換等受託・為替決済受託・データ登録受託

比例連結が適用される関連法人

該当する法人はありません。

連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社

該当する会社はありません。

連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれる会社

該当する会社はありません。

連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等

該当する制限等はありません。

規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社はありません。

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

平成27年3月期における当連結グループの自己資本比率は、21.47%となりました。

自己資本調達手段の概要等

当連結グループの自己資本は、主に会員からの普通出資金、後配出資金及び永久劣後特約付借入金により調達しています。

項目	内容		
発行主体	静岡県信用農業協同組合連合会		
資本調達手段の種類	普通出資金	後配出資金	永久劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	385億円(前年度385億円)	727億円(前年度727億円)	450億円(前年度500億円)
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約			あり ^(*)

※ 劣後事由(破産の場合、民事再生の場合)が発生・継続している場合を除き、金銭交付日より10年経過した借入金について、主務省の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により償還可能

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当連結グループにおける信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

1 連結自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項目	平成25年度		平成26年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	186,523		192,727	
うち、出資金及び資本剰余金の額	111,298		111,298	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	79,129		85,263	
うち、外部流出予定額 (△)	3,903		3,833	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に算入される評価・換算差額等	-		-	
うち、退職給付に係るものの額	-		-	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,780		6,885	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	6,780		6,885	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	50,000		45,000	
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	50,000		45,000	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	243,303		244,613	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	440	115	461
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	440	115	461
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	-		115	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	243,303		244,497	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	927,716		1,108,168	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 315,864		△ 212,978	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	440		461	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、退職給付に係る資産	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 316,304		213,440	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	30,872		30,181	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	958,589		1,138,349	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	25.38		21.47	

※ 1. 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当連結グループは国内基準を採用しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

信用リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連における信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P69)をご参照ください。

1 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別・業種別・残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

	平成25年度					平成26年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	3,609,094	370,356	1,077,963	-	133	3,716,850	367,938	902,326	-	0
国外	77,870	229	61,965	-	5,054	108,190	791	95,175	-	-
地域別残高計	3,686,964	370,585	1,139,929	-	5,187	3,825,041	368,729	997,502	-	0
法人	農業	1,030	1,030	-	-	921	921	-	-	-
	林業	8	8	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	97,891	61,587	33,951	-	83,726	49,707	30,744	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	47,686	34,449	12,933	-	47,231	32,735	12,932	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	50,123	25,281	24,208	-	42,023	21,162	20,191	-	-
	運輸・通信業	56,995	24,979	30,640	-	58,065	25,488	31,139	-	-
	金融・保険業	2,376,595	87,301	156,056	-	2,660,962	89,238	168,979	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	141,215	131,466	8,921	-	154,732	145,200	8,927	-	-
	日本国政府・地方公共団体	856,650	-	856,650	-	675,019	-	675,011	-	-
上記以外	41,376	982	16,566	-	84,854	1,000	49,575	-	-	
個人	3,499	3,497	-	-	3,274	3,274	-	-	0	
その他	13,891	-	-	-	14,228	-	-	-	-	
業種別残高計	3,686,964	370,585	1,139,929	-	5,187	3,825,041	368,729	997,502	-	0

1年以下	2,162,850	99,230	74,736	-	2,406,717	102,115	53,269	-
1年超3年以下	225,718	67,066	158,493	-	254,564	53,773	190,635	-
3年超5年以下	369,946	66,369	303,577	-	394,140	66,118	328,022	-
5年超7年以下	232,695	27,495	205,200	-	186,318	37,620	148,697	-
7年超10年以下	270,658	90,803	178,858	-	176,157	88,875	87,281	-
10年超	237,212	18,148	219,064	-	200,710	19,031	181,679	-
期限の定めのないもの	187,883	1,472	-	-	206,432	1,194	7,916	-
残存期間別残高計	3,686,964	370,585	1,139,929	-	3,825,041	368,729	997,502	-

- ※ 1.信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2.[うち貸出金等]には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 3.[店頭デリバティブ]とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
 4.[三月以上延滞エクスポージャー]とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー等をいいます。
 5.[その他]には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

2 自己資本の充実度に関する事項

〈信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳〉

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	平成25年度			平成26年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	762,120	-	-	586,508	-	-
我が国の地方公共団体向け	94,530	-	-	88,510	-	-
地方公共団体金融機構向け	23,658	739	29	21,096	535	21
我が国の政府関係機関向け	34,772	2,375	95	41,775	3,429	137
地方三公社向け	869	45	1	449	26	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,120,274	423,703	16,948	2,396,015	478,667	19,146
法人等向け	364,165	232,729	9,309	353,736	226,749	9,069
中小企業等向け及び個人向け	1,100	753	30	1,021	719	28
抵当権付住宅ローン	1,199	419	16	884	309	12
不動産取得等事業向け	8,626	8,509	340	7,463	7,244	289
三月以上延滞等	5,187	7,591	303	6,784	10,177	407
信用保証協会等による保証付	359	17	0	288	12	0
出資等	22,578	22,568	902	35,376	35,366	1,414
他の金融機関等の対象資本調達手段	210,869	527,174	21,086	216,359	540,897	21,635
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	984	2,460	98	1,022	2,556	102
複数の資産を裏付とする資産(いわゆるファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	49	64	2	6	75	3
証券化	26,611	5,746	229	26,169	5,283	211
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの		△ 315,864	△ 12,634		△ 212,978	△ 8,519
上記以外	35,588	8,667	346	67,709	8,965	358
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	3,713,547	927,703	37,108	3,851,179	1,108,038	44,321
CVAリスク相当額÷8%		12	0		128	5
中央清算機関関連エクスポージャー	28	0	0	37	0	0
信用リスク・アセットの額の合計額	3,713,576	927,716	37,108	3,851,216	1,108,168	44,326
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額(基礎的手法)		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 a×4%	
		30,872	1,234	30,181	1,207	
所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 a×4%	
		958,589	38,343	1,138,349	45,533	

- ※ 1.[リスク・アセット額]の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2.[エクスポージャー]とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3.[三月以上延滞等]とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4.[出資等]とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5.[証券化]とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 6.[経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの]とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
 7.[上記以外]には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 8.オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当連結グループでは基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続等については、信連に準じて管理しています。具体的内容は単体の開示内容(P72)をご参照ください。

〈信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額〉

	平成25年度			平成26年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	-	16,264	-	-	16,270	-
我が国の政府関係機関向け	-	11,017	-	-	8,016	-
地方三公社向け	-	596	-	-	251	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	437	120	-	859	3,003	-
中小企業等向け及び個人向け	23	-	-	8	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	12,401	-	1	13,811	-
合計	460	40,399	-	869	41,353	-

- ※ 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3.「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
 5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)の間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

2 貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

a. 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位:百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	期中増減額	期末残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	△ 40	1,212	△ 40	1,172
個別貸倒引当金	△ 3	2,570	△ 40	2,530

b. 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

	平成25年度			平成26年度		
	期中増減額	期末残高	貸出金償却	期中増減額	期末残高	貸出金償却
国内	△ 3	2,570	-	△ 40	2,530	-
国外	-	-	-	-	-	-
地域別計	△ 3	2,570	-	△ 40	2,530	-
法人	農業	△ 1	18	-	0	18
	林業	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-
	製造業	△ 15	562	-	9	572
	鉱業	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	△ 18	22	-	68	90
	電気・ガス・熱供給・水道業	△ 16	66	-	△ 0	65
	運輸・通信業	△ 0	57	-	△ 15	41
	金融・保険業	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	85	1,689	-	47	1,737
	上記以外	0	9	-	△ 9	-
個人	△ 37	144	5	△ 140	4	
業種別計	△ 3	2,570	5	△ 40	2,530	

※ 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみを記載しています。

3 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

	平成25年度			平成26年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	-	904,353	-	753,173	753,173	
	2%	-	28	-	27	27	
	4%	-	-	-	1	1	
	10%	-	43,722	43,722	-	51,450	51,450
	20%	41,564	2,121,119	2,162,683	33,721	2,397,914	2,431,636
	35%	-	1,199	1,199	-	883	883
	50%	183,757	358	184,115	181,260	93	181,354
	75%	-	1,051	1,051	-	994	994
	100%	36,072	348,095	384,168	34,708	155,468	190,176
	150%	-	5,097	5,097	6,784	200,887	207,671
	200%	-	-	-	-	-	-
	250%	-	984	984	-	8,125	8,125
	その他	-	-	-	-	8	8
	1250%	-	-	-	-	-	-
合計	261,394	3,426,011	3,687,405	256,473	3,569,029	3,825,503	

- ※ 1.信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2.「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
 3.経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 4.1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続等については、信連に準じて管理しています。具体的内容は単体の開示内容(P72)をご参照ください。

〈信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額〉

	平成25年度			平成26年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	-	16,264	-	-	16,270	-
我が国の政府関係機関向け	-	11,017	-	-	8,016	-
地方三公社向け	-	596	-	-	251	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	437	120	-	859	3,003	-
中小企業等向け及び個人向け	23	-	-	8	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	12,401	-	1	13,811	-
合計	460	40,399	-	869	41,353	-

- ※ 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3.「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
 5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)の間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

2 貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

a. 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位:百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	期中増減額	期末残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	△ 40	1,212	△ 40	1,172
個別貸倒引当金	△ 3	2,570	△ 40	2,530

b. 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

	平成25年度			平成26年度		
	期中増減額	期末残高	貸出金償却	期中増減額	期末残高	貸出金償却
国内	△ 3	2,570	-	△ 40	2,530	-
国外	-	-	-	-	-	-
地域別計	△ 3	2,570	-	△ 40	2,530	-
法人	農業	△ 1	18	-	0	18
	林業	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-
	製造業	△ 15	562	-	9	572
	鉱業	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	△ 18	22	-	68	90
	電気・ガス・熱供給・水道業	△ 16	66	-	△ 0	65
	運輸・通信業	△ 0	57	-	△ 15	41
	金融・保険業	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	85	1,689	-	47	1,737
	上記以外	0	9	-	△ 9	-
個人	△ 37	144	5	△ 140	4	
業種別計	△ 3	2,570	5	△ 40	2,530	

※ 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみを記載しています。

3 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

	平成25年度			平成26年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	-	904,353	-	753,173	753,173	
	2%	-	28	-	27	27	
	4%	-	-	-	1	1	
	10%	-	43,722	43,722	-	51,450	51,450
	20%	41,564	2,121,119	2,162,683	33,721	2,397,914	2,431,636
	35%	-	1,199	1,199	-	883	883
	50%	183,757	358	184,115	181,260	93	181,354
	75%	-	1,051	1,051	-	994	994
	100%	36,072	348,095	384,168	34,708	155,468	190,176
	150%	-	5,097	5,097	6,784	200,887	207,671
	200%	-	-	-	-	-	-
	250%	-	984	984	-	8,125	8,125
	その他	-	-	-	-	8	8
	1250%	-	-	-	-	-	-
合計	261,394	3,426,011	3,687,405	256,473	3,569,029	3,825,503	

- ※ 1.信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2.「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
 3.経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 4.1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で派生商品取引及び長期決済期間取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P73)をご参照ください。

1 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

与信相当額の算出に用いる方式	平成25年度		平成26年度			
	カレント・エクスポージャー方式		カレント・エクスポージャー方式			
(単位:百万円)						
	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	現金・自会貯金	担保 債券	その他	信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
平成25年度						
(1)外国為替関連取引	83	223	-	-	-	223
(2)金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	31	36	-	-	-	36
(7)クレジット・デリバティブ	51	57	-	-	-	57
派生商品合計	167	317	-	-	-	317
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)						
合計	167	317	-	-	-	317
平成26年度						
(1)外国為替関連取引	93	318	-	-	-	318
(2)金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	3	-	-	-	3
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	93	321	-	-	-	321
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)						
合計	93	321	-	-	-	321

- ※ 1.「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし、0を下回らない)をいいます。
- 2.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- 3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

2 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

3 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、信連以外で証券化エクスポージャーを取扱っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及びリスク特性等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及びリスク特性等の具体的内容は単体の開示内容(P74)をご参照ください。

1 当連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

2 当連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

		平成25年度		平成26年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住宅ローン	1,403	-	3,170	-
	自動車ローン	9,850	-	10,100	-
	その他	15,314	-	12,903	-
	合計	26,567	-	26,175	-
オフ・バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住宅ローン	-	-	-	-
	自動車ローン	-	-	-	-
	その他	43	-	-	-
	合計	43	-	-	-

※ 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
平成25年度						
オン・バランス	リスク・ウェイト20%	26,487	211	リスク・ウェイト40%	-	-
	リスク・ウェイト50%	-	-	リスク・ウェイト100%	-	-
	リスク・ウェイト100%	-	-	リスク・ウェイト225%	-	-
	リスク・ウェイト350%	67	9	リスク・ウェイト650%	-	-
	その他のリスク・ウェイト	-	-	その他のリスク・ウェイト	-	-
	リスク・ウェイト1250%	13	6	リスク・ウェイト1250%	-	-
	合計	26,567	228	合計	-	-
オフ・バランス	リスク・ウェイト20%	-	-	リスク・ウェイト40%	-	-
	リスク・ウェイト50%	-	-	リスク・ウェイト100%	-	-
	リスク・ウェイト100%	43	1	リスク・ウェイト225%	-	-
	リスク・ウェイト350%	-	-	リスク・ウェイト650%	-	-
	その他のリスク・ウェイト	-	-	その他のリスク・ウェイト	-	-
	リスク・ウェイト1250%	-	-	リスク・ウェイト1250%	-	-
	合計	43	1	合計	-	-
平成26年度						
オン・バランス	リスク・ウェイト20%	26,165	209	リスク・ウェイト40%	-	-
	リスク・ウェイト50%	-	-	リスク・ウェイト100%	-	-
	リスク・ウェイト100%	-	-	リスク・ウェイト225%	-	-
	リスク・ウェイト350%	-	-	リスク・ウェイト650%	-	-
	その他のリスク・ウェイト	-	-	その他のリスク・ウェイト	-	-
	リスク・ウェイト1250%	10	5	リスク・ウェイト1250%	-	-
	合計	26,175	214	合計	-	-
オフ・バランス	リスク・ウェイト20%	-	-	リスク・ウェイト40%	-	-
	リスク・ウェイト50%	-	-	リスク・ウェイト100%	-	-
	リスク・ウェイト100%	-	-	リスク・ウェイト225%	-	-
	リスク・ウェイト350%	-	-	リスク・ウェイト650%	-	-
	その他のリスク・ウェイト	-	-	その他のリスク・ウェイト	-	-
	リスク・ウェイト1250%	-	-	リスク・ウェイト1250%	-	-
	合計	-	-	合計	-	-

- ※ 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。
 2. 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第7項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、及び自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。
 3. リスク・ウェイト1250%には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

c. 自己資本比率告示第223条の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
クレジットカード与信	-	-
住宅ローン	-	-
自動車ローン	-	-
その他	13	10
合計	13	10

- ※ 1. 自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものと信用補完機能を持つI/Oストリップによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップ」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。
 2. 「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当する取引はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方法や手続については、信連に準じた内容としています。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P76)をご参照ください。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

子会社が保有している信連以外の出資その他これに類するエクスポージャーは、当該子会社の業務に関連して保有しているものであるため、連結グループにおける当該エクスポージャーに係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P76)をご参照ください。

1 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	6,269	6,269	9,885	9,885
非上場	138,966	138,966	138,992	138,992
合計	145,236	145,236	148,877	148,877

※ 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

2 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
売却益	7	116
売却損	41	5
償却額	-	-

3 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
評価益	1,414	3,709
評価損	66	6

4 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価損益の額はありません。

金利リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクに係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P77)をご参照ください。

ご案内

ホームページ

当会及びJAバンク静岡の情報は、インターネットでご覧いただけます。



静岡県信連ホームページ

<http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/>



JAバンク静岡ホームページ

<http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/>

JAバンク静岡の相談窓口

当会ではより一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、利用者の皆様からの声を誠実に受止める窓口として、「静岡県JAバンク相談所」と「静岡県信連窓口」を開設し、当会を利用される皆様からのご相談等をお受けし、誠意を持って対応しています。

静岡県下JAの事業に関するご相談・苦情等

静岡県JAバンク相談所(静岡県農業協同組合中央会内) 受付時間:月～金曜日(9:00～17:00)[祝日・相談所休業日を除く]
TEL.054-284-9913 FAX.054-284-9633 Eメール soudanjo@chu.ja-shizuoka.or.jp

当会の業務に関するご相談・苦情等

静岡県信連窓口(総務部) 受付時間:月～金曜日(9:00～17:00)[祝日・当体会業日を除く]
TEL.054-284-9652 FAX.054-284-9694 Eメール somu@skb.or.jp

または、お取引のある以下の本支店窓口でも受け付けます。 受付時間:月～金曜日(9:00～17:00)[祝日・当体会業日を除く]

本店営業統括部 TEL.054-284-9670	沼津支店 TEL.055-962-0450	富士支店 TEL.0545-61-1550	浜松支店 TEL.053-453-0121
------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

キャッシュカード盗難・紛失への対応

JAバンク静岡では、お客様がキャッシュカードを盗難又は紛失された場合に現金の不正引出しを防止するための対応として、お客様からの受付窓口を24時間体制としています。

キャッシュカード盗難・紛失時の受付窓口

- 平日(8:50～17:00) … お取引のあるJA店舗
- 平日(上記以外の時間帯)、土曜日、日曜日、祝日 … JA自動サービスセンター (TEL.054-288-1119)

詳細はお取引店舗又は「JAバンク静岡ホームページ」にてご確認ください。

URL <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/support/hunsitu/>

索引

本誌は、「農業協同組合法第54条の3」の規定に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

「農業協同組合法施行規則第204条、第205条及び第207条」に定められた開示項目に加え、当会をより深くご理解いただくために当会独自の項目についても掲載しています。

なお、農業協同組合法施行規則に規定されている開示項目は、以下のページに掲載しています。

〈単体開示項目 農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号、第207条第2項〉

開示項目	ページ	開示項目	ページ
● 概況及び組織に関する事項		4 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	
◇ 業務の運営の組織	2・3・25	5 主要な農業関係の貸出実績	
◇ 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	24	6 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	
◇ 事務所の名称及び所在地	26	7 貯蓄率の期末値及び期中平均値	
◇ 特定信用事業代理業者に関する事項	27	・有価証券に関する指標	47～49
● 主要な業務の内容		1 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分)の平均残高	
◇ 主要な業務の内容	18～23	2 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の残存期間別の残高	
● 主要な業務に関する事項		3 有価証券の種類別の平均残高	
◇ 直近の事業年度における事業の概況	28	4 貯蓄率の期末値及び期中平均値	
◇ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	28	● 業務の運営に関する事項	
・ 経常収益		◇ リスク管理の体制	6～7・9～11
・ 経常利益又は経常損失		◇ 法令遵守の体制	8～9・13
・ 当期剰余金又は当期損失金		◇ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	14～17
・ 出資金及び出資口数		◇ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12
・ 純資産額		● 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
・ 総資産額		◇ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	30～40
・ 貯金等残高		◇ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	45・46
・ 貸出金残高		・ 破綻先債権に該当する貸出金	
・ 有価証券残高		・ 延滞債権に該当する貸出金	
・ 単体自己資本比率		・ 3か月以上延滞債権に該当する貸出金	
・ 剰余金の配当の金額		・ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
・ 職員数		◇ 元本補填契約のある信託に係る貸出金に係る事項	46
◇ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	42～44・47～49	◇ 自己資本の充実の状況	66～77
・ 主要な業務の状況を示す指標	48・49	◇ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	47
1 事業粗利益及び事業粗利益率		・ 有価証券	
2 資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支		・ 金銭の信託	
3 資金運用動定及び資金調達動定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや		・ アリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引を除く)	
4 受取利息及び支払利息の増減		・ 金融等デリバティブ取引	
5 総資産経常利益率及び資本(純資産)経常利益率		・ 有価証券店頭デリバティブ取引	
6 総資産当期純利益率及び資本(純資産)当期純利益率		◇ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	44
・ 貯金に関する指標	42	◇ 貸出金償却額	44
1 流動性貯金、定期貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高		● 役員等の報酬体系	
2 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高		◇ 役員等の報酬体系(努力義務)	41
・ 貸出金等に関する指標	42～44・48～49		
1 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高			
2 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高			
3 担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額			

〈連結開示項目 農業協同組合法施行規則第205条第1項第1号、第207条第2項〉

開示項目	ページ	開示項目	ページ
● 信連及びその子会社等の概況に関する事項		・ 経常収益	
◇ 信連及びその子会社等の主要な業務の内容及び組織の構成	50	・ 経常利益又は経常損失	
◇ 信連の子会社等に関する事項	50	・ 当期利益又は当期損失	
・ 名称		・ 純資産額	
・ 主たる営業所又は事務所の所在地		・ 総資産額	
・ 資本金又は出資金		・ 連結自己資本比率	
・ 事業の内容		● 信連及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況	
・ 設立年月日		◇ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	52～63
・ 信連が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合		◇ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	64
・ 信連の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合		・ 破綻先債権に該当する貸出金	
● 信連及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの		・ 延滞債権に該当する貸出金	
◇ 直近の事業年度における事業の概況	51	・ 3か月以上延滞債権に該当する貸出金	
◇ 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標	51	・ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
		◇ 自己資本の充実の状況	78～87
		◇ 事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	64